

平成28年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成28年3月4日（金）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第6号）について
日程第 3 議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第 4 議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 5 議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 6 議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第 7 議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について
-

○出席議員（12名）

1番	小林武雄君	2番	針ヶ谷稔也君
3番	本間清君	4番	亀井伝吉君
5番	島田麻紀さん	6番	荒井英世君
7番	今村好市君	8番	小森谷幸雄君
9番	延山宗一君	10番	黒野一郎君
11番	市川初江さん	12番	青木秀夫君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
町長補佐	中里重義君
総務課長	根岸一仁君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	丸山英幸君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君
会計管理者	山口秀雄君

教育委員会 事務局 会長	多 田 孝 君
農業委員会 事務局 会長	橋 本 宏 海 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	根 岸 光 男
庶務議事係 長	川 野 辺 晴 男
行政安全係 長兼 議事事務局 書記	小 林 桂 樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(青木秀夫君) おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(青木秀夫君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。
予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査結果の報告がありましたので、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

○一般質問

○議長(青木秀夫君) 本日の会議は一般質問です。
通告順に従いまして質問を許可いたします。
通告1番、荒井英世君。
なお、質問の時間は60分です。

[6番(荒井英世君)登壇]

○6番(荒井英世君) おはようございます。6番、荒井です。通告に従いまして質問したいと思いますけれども、今日は傍聴者の方もたくさん来ていらっしゃいますので、お互いに気をを入れてやりたいと思います。それで、早速質問なのですが、「板倉町の総合戦略」と「中期事業推進計画」について質問いたします。第1次中期事業推進計画につきましては、ご承知のとおり、計画期間は平成24年度から平成31年度の8カ年です。これは、板倉町の進むべきまちづくりの方向を見定めて、それに向かって取り組んでいくための行政活動の全分野にまたがる最上位計画に当たることは私から申すまでもありません。一方、板倉町総合戦略ですが、これは一口に言えば長期的な人口分析データに基づきまして、人口減少問題、それに対応するための対応策だと私は思っております。

それで、まず第1点目の質問ですが、中期事業推進計画期間は、平成24年度から平成31年度までの8カ年、また中期事業実施計画につきましては、後期が28年度から平成31年度までの4カ年です。総合戦略につきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年です。板倉町の場合、この中期事業推進計画と総合戦略、その計画期間が重なるということから、その整合性の部分が出てきます。

では、そこで質問なのですが、その中期事業推進計画の中における総合戦略との整合性、それから位置づけについてまずお聞きいたします。

○議長(青木秀夫君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) それでは、中期事業推進計画と総合戦略との整合性の関係でございますが、現在策定作業を進めております総合戦略及び人口ビジョンと第1次中期事業計画との関連でございますけれども、当然第1次中期事業計画は町の最上位計画、先ほど議員おっしゃるとおりでございます。総合戦略と人口ビジョンは、中期事業計画の下位計画というふうな位置づけをしておるところでございます。つまり中

期事業計画の中に総合戦略及び人口ビジョン等が入るといような関連でございます。

総合戦略につきましては、人口ビジョンで示すように、当町が目指すべき将来展望を実現するために必要な取り組みをまとめたものであります。本町が将来的に人口が減少すると、そのような減少傾向を改善するための具体的な計画であります。総合戦略では、上位計画である中期事業推進計画を踏まえまして、整合性を図るために主要方針につきましても、中期事業推進計画と同様に、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」としておるところでございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） わかりました。

まず、総合戦略ですけれども、人口減少という重要問題に特化した計画ということで、板倉町におきましては、4つの柱、雇用、子育て福祉、それから移住と交流、それから地域づくり、4つの柱を立てまして、それぞれ基本指標を定め、具体的に取り組む事業を網羅しています。では、そうした総合戦略における具体的な実施事業は、平成31年度までの5カ年で成果を出すということですが、その中期事業推進計画の中での具体的な計画である中期事業、こちらは実施計画、中期事業実施計画ですが、これは前期が平成24年度から平成27年度までの4カ年、後期計画が平成28年度から平成31年度までということで、総合戦略の具体的な実施事業を計画するに当たりまして、その中期事業実施計画における後期計画を総合戦略の中にどのように反映したのか、関連性についてご質問いたします。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 総合戦略の実施事業と中期事業実施計画、後期計画の関連でございますけれども、中期事業推進計画の後期計画、つまり28年度から31年度までの計画なのですが、現在策定の最終段階になりまして、全体で223事業の後期計画がございます。一方、総合戦略につきましては、全体で新規事業、拡充事業等も含めまして、91事業ございます。総合戦略に計画します新規事業及び既存事業も含めて全ての事業につきましては、基本的には中期事業推進計画の後期実施計画に掲載しております。総合戦略の実施事業は、中期事業推進計画の後期計画の中に全て含まれるということになっておりますので、中期事業推進計画を踏まえての総合戦略の実施事業を計画しているというようなことになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） そうしますと、その中期事業推進計画、特にその中の後期計画ですけれども、その中に総合戦略を全て含んでいるということで理解してよろしいということですね。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） はい、そのようで結構だと思います。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） その総合戦略における実施事業ですけれども、その中で特に拡充とか、新規事業などについての推進策、それからの推進体制についてちょっとお聞きしたいと思いますけれども、先ほどの総

合戦略の中で行う実施事業としまして、全体で91事業あるとおっしゃいましたけれども、その中で私が計算したところだと、新規が23事業、拡充が4事業、残りは継続事業という私の計算なのですけれども、以前の1月21日の議員協議会、その席上でこの総合計画に関する説明があったのですが、そうした事業については来年度、28年度予算に全て計上したと伺いました。この来年度の予算に全て計上したのか、まずその点について確認したいと思います。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 総合戦略に載っております91事業のうち、現在先ほど議員協議会の後にまた内容を再考しまして、新規事業が24、拡充が5事業となっております。議員協議会のときに全て総合戦略事業につきましては、28年度事業に反映したというようなお答えをしているのですが、実際には総合戦略につきましては、先ほど計画期間があったように、27年から31年度までの事業であります。基本的にはその31年度までにやる事業として91事業を実施するというようなことになっております。ですから、91事業全ての事業を28年度の事業のほうに掲載したということではないということです。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） そうしますと、その91事業、例えばその中である事業については、その5カ年の中で実施するという計画で今組んでいるということですか。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） はい、そういう理解でいいと思います。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） それは、どの事業がその5カ年計画の中で実施するのか、あるいは来年度の予算の中でどれを実施するのか、これはもし今の段階で明確になっていましたら、幾つ、もしあれでしたら後でも結構ですけれども、それは。策定後でも。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 全ての事業を今把握しているわけではありませんので、これとこれというのはなかなか難しいところがありますが、1つだけ例示として挙げますと、農業振興の事業の中で、みのりの里事業でしたか、がございます。これについては、できれば農業を観光的な位置づけにするというような事業でありまして、まだ具体的には内容的には決まっておきませんので、31年度までにはある程度その辺が推進できればというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） その辺については、後で詳しく説明していただきたいと思います。

では、それでは推進体制、推進体制についてちょっとお聞きいたします。これにつきましては、さきの議員協議会、2月19日ですけれども、その席上、やはり総合戦略について説明がありました。総合戦略策定に当たりまして、基本的考え方の基礎となる板倉町の人口ビジョンを見ますと、平成32年で1万4,814人、平成37年ですけれども、1万4,288人、平成42年ですけれども、1万3,651人、平成52年には1万2,216人まで

減少すると予測されています。この人口の減少段階ですけれども、大きく分けて第1段階、これが老年人口の増加と年少生産人口の減少、第2段階が老年人口の維持と年少生産人口の減少ということです。第3段階が老年人口も減少しまして、年少と生産人口も減少するというのが第3段階なのですが、そういった段階を経て進行すると言われております。

板倉町の人口減少段階を見ますと、平成32年までは第1段階、平成32年から42年にかけて第2段階、以降は第3段階に入ると書かれております。この第3段階、要するに老年人口が減少しまして、年少と生産人口も減少するというその第3段階に入る進展速度ですけれども、板倉町では全国より30年早く入ると推測されています。あくまでこれ人口ビジョンの中に書かれているものです。その人口ビジョンの中で、平成52年次の目標としまして、人口規模1万3,800人の確保を目指すと書いてあります。つまり人口ビジョンの予測を踏まえるならば、板倉町の人口減少は今後急速に進むと予想されています。こうしたことを考えるならば、総合戦略におけるその具体的な事業、それを強力に今後進めるための推進策あるいは体制が私は必要であると思っています。

そこで、推進体制なのですけれども、昨年の7月出された総合戦略の説明資料によりますと、まず役場内の総合戦略本部、これは役場内です。これは、策定はもちろんなのですけれども、戦略の推進及び実施状況の総合的な検証を担うとあります。また、外部組織としまして、総合戦略会議、これは当時の資料によりますと、13名で組織されていまして、東洋大とか、上毛新聞とか、それから策定に関するそれがその外部組織としての総合戦略会議、それは策定に関する事項についての調査、審議、それから推進状況に対して意見を述べるとあります。

特に私重要だと思っているのですけれども、その中で3つの部会を設置するとあります。この3つの部会なのですけれども、雇用創出部会、子育て支援部会、移住促進部会、この3つが掲載されています。それぞれ町の職員、それから公募の町民、公募、それから関係団体の代表者で構成されるという、それぞれが部会に属する政策に取り組む。取り組むとあります。この3つの部会なのですけれども、これは現在どのように進捗しているのか、既にできているのか、その辺をちょっとお聞きします。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 総合戦略を策定するに当たりまして、昨年度その推進体制につきましてつくっております。議員おっしゃるとおり、一番上の会議ということで町の町長を始め課局長が所属する本部会議、それと「産官学金労言」の各有識者で組織する総合戦略会議があります。その下で具体的な総合戦略事業の検討、立案をするのが町の課局長を中心とし、各3部会、先ほど議員おっしゃるとおり、雇用創出、子育て支援、移住促進、それらに関連しますのが有識者というところでしょうか。具体的には有識者、それで3部会を構成してございます。これは、今後総合戦略の検証作業も当然あるわけでございますが、とりあえず今回の総合戦略を策定する上での部会というような位置づけをしてございます。既にもう数回の部会を開催し、今現在総合戦略、最終段階に来ております、策定の。今後それでは部会を28年度以降、31年度までどのような位置づけにしていこうかというようなところでございますが、まだ具体的にはその辺は今後の検討課題というふうに考えてございます。ただ、これから総合戦略を毎年見直しを行っていく必要があります。そういう面では、現在有識者会議、4回の会議を開催しまして、総合戦略につきましては、総合的な意見を

いただいております。とりあえず4回の有識者会議をもって、その会議は終了というような一つの区切りをつけております。28年度以降につきましては、新たな総合戦略の検証作業をする会議等を設置をしたいというふうに考えてございます。当然28年中にはそれらの総合戦略の検証作業を行う会議を設置するというような計画でおります。ですから、部会につきましては、具体的な総合戦略をこれから見直していく上での当然具体的な中身を検討していくこととなりますので、今後存続するのか、また新たな考え方で部会等に匹敵するような組織をつくるのか、その辺については今後の検討課題というふうに考えてございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 先ほどの3つの部会ですけれども、職員だけの部会というのはわかるのですけれども、その別の要するに公募町民、関係団体、そういった人たちが入った、そういった代表者で構成されるその3つの部会については、例えば今後進める中で検証関係等が出てくるということで、今後検討するという事でいいわけですか。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 部会につきましては、先ほど同じことを申し上げますが、3部会が今後どのような形で存続するのか、もしくは新たな組織になるのか、これは検討課題でございますけれども、今現在の3部会につきましても、課局長並びに各関連の識者といたしますか、そういった方にも入っていただいておりますので、その辺も含めて今後検討したいというふうに思います。

○6番（荒井英世君） はい、わかりました。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） それから、今話が出ていました検証の関係なのですけれども、その総合戦略における点検及び進捗評価についてお聞きいたしますけれども、中期事業実施計画における行政評価については、行政サイドにおいて毎年度進行管理と、それから予算編成に役立てるということで実施していると思います。総合戦略につきましては、これも昨年の7月の議員協議会で示された資料を見ますと、役場内の検討体制として、1つの総合戦略本部、それが総合戦略の推進と実施状況の総合的な検証を担うということですが、外部組織としての総合戦略会議、これは推進状況に対して意見を述べるとなります。これは先ほど述べましたけれども、これも先ほどちょっと話が出ましたけれども、去る2月の議員協議会、その場での総合戦略の資料では、検証方法としまして、住民、それからNPO、関係団体、民間事業者などの参加協力が必要ということで、幅広い年齢層から成る住民及び関係団体代表者などで検証組織を設置するとあります。この検証組織ですけれども、先ほどの説明の中では、いずれ要するに時期を見て設置するということなのでしょうけれども、この住民とか、関係団体、そういったものを全て含めた検証組織は、いつごろ、どんな方法で設置する今の段階でお考えなのか。要するに総合戦略も4月から既に事業としては当然実施する事業がありますので、当然検証作業もやはり必要になってくると。プロセス、そのプロセスをやはり見ていかないと、検証するといっても、ちょっと検証できないでしょうから、いつごろ、どんな方法で設置する予定なのかお聞きします。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 今般総合戦略、今最終段階に入っておりますが、その総合戦略の中で、議員おっしゃるとおり、今後の総合戦略の取り組みに対します効果、検証については、総合戦略を効果的、効率的に推進するために、住民、NPO、関係団体、民間事業等の参加協力が必要というふうなことでうたっております。これらはどのような方法でということでございますが、ここに私どもの総合戦略の一番最後に書いてございますとおり、今現在、策定のための有識者会議につきましては、町外の方が多く入ってございますが、この今後の検証効果をする上での組織につきましては、できれば町内の方に多く入っていただければというふうに考えておりますので、町内の方も含めて、もしくは外部組織、外部、町外の方も含めての当然組織になるかと思っておりますが、具体的に今のところどういう時期に、どういう方法でというのは、まだ今のところ検討していない状況でございますので、28年度中には策定したいというようなところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） それでは、先に進めます。

総合戦略の中にある実施事業なのですけれども、その中でちょっと具体的に今の段階で質問いたしますけれども、特に健康づくりについてなのですけれども、健康づくりの推進の中で、「健康づくり」全般に係る推進体制、これ健康寿命の延伸がテーマだと思うのですが、その町の地域支援事業における平成30年4月までの実施予定事業及び推進策との関連についてお聞きしたいと思います。

まず、確認なのですが、総合戦略策定する段階におきまして、地域支援事業に関しまして、町の高齢者福祉計画、これは平成29年度までの計画なのですが、当然ダブるわけなのですけれども、その町の高齢者福祉計画を踏まえて策定しているのかお聞きいたします。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） ただいまのご質問でございますが、当然総合戦略の実施事業の中には、高齢者福祉計画、介護保険計画の中で予定されている事業、介護予防普及事業とか、地域介護予防活動支援事業、そういったもの等々盛り込んだ中で計画のほうを策定させていただいております。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 総合戦略見ますと、従来の継続事業、例えば地域介護予防活動支援事業などありますけれども、新規事業として組み込まれている行政区の健康づくり推進員の設置が出てきます。行政区健康づくり講習会等の事業がありますけれども、特に中でもその健康づくり推進員、これは以前私も一般質問で提案したことがありますけれども、どのような内容で設置していくのか、現段階で考えているお考えで結構ですので、簡略にお願いします。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 健康づくりの推進員さんでございますが、昨年12月の区長会議におきまして、区長さんのほうに選出の依頼をさせていただきました。28年度、29年度、2年間ということできりあえずは任期でお願いしたいということなのですが、再編後の15の行政区、各行政区に2名の委員さんというこ

とで区長さんからご推薦をいただいて、設置をさせていただくという、そのような考え方でございます。

○6番（荒井英世君） はい、わかりました。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 次に、地域介護予防活動支援事業に限って質問いたします。

これは、地域包括ケアシステムの推進に含まれておりますけれども、高齢者福祉計画の中で平成30年4月までに段階的に取り組む事業としまして、例えば高齢者のサロンであるとか、コミュニティカフェ、それから認知症カフェ、それから通いの場とか、特に重要なのが在宅医療と介護医療の連携に関しまして、24時間365日の在宅医療と介護サービスの提供体制を構築するとあります。あるいは認知症サポーター養成講座の実施など出てきますけれども、その平成30年4月までに取り組む事業につきましては、現在どのように進められているのか、これ当然総合戦略との関連も出てきますので、例えばうちの地元の22区では、高齢者向け体操ということで、通いの場ですか、これは昨年の11月からモデル事業で実施していますけれども、こういった事業って本当に重要だと思います。こういった事業をいずれにしても早目に実施して、全町的にやっていくのが重要だと思うのですが、その辺の進捗状況、現在どうなのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 平成30年4月に向けた取り組みでございますが、先ほど荒井議員さんのほうからご紹介いただきましたが、1つといたしまして、今年度取り組んでおります22区の通いの場ということで、これは国、県からのモデル事業として実施をしております。地元の区長さん、老人クラブの会長さん、また民生委員さん等にお骨折りをいただきまして、立ち上がりことができました。基本的には参加者の方がご自分たちで運営をしていただくというようなものでございます。今後28年度以降もこれを全町的に広げてまいりたいというふうには考えております。また、現在各行政区にはございませんが、町内に11のコミュニティサロンもございます。そういった中でコミュニティサロンとの整理というか、コミュニティサロンをこういった通いの場に変えられるものについては、移行いただけるものについては移行いただくような、そういった形で今後立ち上げやら、通いの場の整理ということで支援をしてまいりたいと思います。

それと、在宅医療と介護の連携の関係でございますが、こちらは同様に8つの項目ということで国のほうから示されております。地域医療と介護サービス資源の把握、これはマップ化をしてくださいというようなものなのですが、これについては28年度に実施をしたいと思っております。

それと、先ほど議員さんこれお話ございましたが、24時間切れ目のない医療ということなのですが、なかなか現在の町の医療体制ですと、そこまでも図れないという部分でございますが、今後医師会等とも調整をさせていただきながら、できる範囲では取り組んでまいりたいということで、できる項目について今、介護従事者、それと医療機関等々の会議とか、情報交換とか、そういったものは取り組みを始めさせていただきます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 健康づくりにつきましては、本当に板倉町の重要な施策ですので、うまく総合戦略との絡みの中で積極的に進めていただきたいと思います。

次の質問なのですけれども、総合戦略に関する最後の質問ですけれども、やはり成果を上げるには全町民がその総合戦略の策定の意図、それから内容ですか、それについて共有、共有することが大切だと思っております。それが全住民のせめて半分以上とか、50%以上とか、そういった方がやはり内容について知ることは大切だと思っております。その周知の関係、例えば広報紙とか、恐らくそういった紙媒体でいろいろやると思うのですけれども、周知はどんな方法でやる予定なのでしょう。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 総合戦略の周知PR、町民の皆様に対してのPR関係でございますが、総合戦略の全体的には人口ビジョンも含めまして、当然ホームページのほうに全ページを掲載をしたいというふうに考えてございます。

概要版とか、その概略版の作成につきましては、とりあえずデータの作成するつもりでおりますけれども、それを毎戸に配布するというような計画は現在持っておりません。その概要版等につきましては、その概要版のまた概要というようなことになるかと思いますが、広報紙のほうでも周知を図ればと思っております。

また、「町の予算と暮らしのガイド」というような冊子を毎年5月に発行しておりますが、それらの冊子にも総合戦略の概要版になるかと思っておりますけれども、掲載をし、広く町民の皆様にも周知をしたいと考えてございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） その周知の関係なのですけれども、これ1つのご提案なのですけれども、今の各行政区に担当職員がいますよね。その例えばもう少しその行政区の担当職員に、今度は行政区も縮小されるわけですから、その行政区担当職員の役割として、そういった周知の部分、そういったものも直接行政区につないでいくような、そういう方法も考えられると思うのですけれども、ちょっとした機会に。その辺はどうでしょうね。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 議員ご提案の今、各行政区に担当職員がおります。4月からご承知のとおり、行政区再編がありまして、約2分の1程度に行政区がなりますが、行政区担当職員と総合戦略のPRはちょっと関連がないのかなというふうなことは考えてございます。今、町のほうで各行政区に行って、いろんな説明をする出前講座というのがございますが、その出前講座の中での総合戦略的なものの周知というものは可能かなと思っておりますので、行政区担当職員ということよりは、出前講座の中でその1つの項目に挙げるというようなことも検討かなというふうに考えてございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） その周知の方法については、いろんな角度からいろいろ検討していただきたいと思っております。

それでは、次に大きな2番目の質問に入りたいと思います。町の地域資源を生かした活性化ということなのですけれども、板倉町には自然資源、それから歴史的資源、人的資源、さまざまな地域資源があります。

ただ、それが余り十分に認識されて、余り生かされていないのではないかとちょっと危惧を持っているのですけれども、つまり町の魅力が共有できていないか、もしかすると町のことはよく知っていないのかもしれないのではないかとこの感じがあります。やはり私たちは自分の周りにあるものは当然なものとして思っていますので、その中にどういった価値があって、どういった魅力があるかというのがちょっと見過ごしているという部分があると思います。

そこで、まず情報発信の関係なのですけれども、その町の魅力をいかに発信していくかという情報発信関係ですが、現在広報紙、パンフレット、そういった紙媒体とホームページ、電子媒体等行っていますけれども、理想的には町民一人一人が町の魅力を再認識しまして、みずからの情報手段を使って発信するということが一番私は理想的かなと思っています。

では、そこで最近特に使われております SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスとありますけれども、フェイスブックやツイッターです。こういった情報は拡散力が強いということで、かなり周知されていきます。そこで、今後なのですけれども、その電子媒体であるフェイスブック、そういったものを情報発信に使っていくお考えはあるのか。総合戦略の中ではその SNS の関係はちょっと触れてありますけれども、その辺の方法として今後どうなのでしょう。情報発信に使っていくという。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問なのですけれども、一応観光を今後どのように発信していくかという中で、その SNS、ちょっと想定はしていなかったのですけれども、実際観光とちょっとかけ離れる部分があるのですけれども、今年の板倉まつりですか、あれが東洋大生が入ったことで、その当日のうちに相当情報が拡散していったというようなことも実際体験しておりますので、今のご提案をいただいた中で、ちょっとその辺も検討を今後していきたいということですのでしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○6番（荒井英世君） はい、わかりました。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 次の質問です。

周辺市町との広域連携についてです。まず、「関東どまんなかサミット会議」、これにつきましては、昨年ですか、昨年の1月に発足しているわけです。板倉町は加入しまして、発足して1年はたちました。現時点でその古河、加須、野木町の加入団体、古河と加須と野木町、板倉町、そういった「どまんなかサミット会議」の中で、今後どういったものを実施していくのか。1つの大きな目的が、魅力ある圏域の形成というのがあります、その中で、ですからそういった魅力ある圏域の形成という部分で、どういったものを今後やっていくのか、もし今の段階で何か検討されているものがありましたらご紹介願います。

○議長（青木秀夫君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 「関東どまんなかサミット会議」につきましては、27年に本町が加入してございます。それまでは「三国サミット会議」でしたか、済みません。ど忘れしました。になってございます。平成27年に加入しました加須、古河、野木の4市町で構成される「関東どまんなかサミット会議」では、

基本的には公共施設の相互利用や災害時の相互協力のほか、各市町の行政情報等を毎月の広報紙等に掲載し、交流促進を図っておるところでございます。昨年につきましては、「関東どまんなかサミット会議」が1回開催されてございます。現時点では観光面等を中心としました事業、連携事業は実施しておりませんが、今後交流を深める中で検討していければと考えてございます。今回の会議につきましては、広域連携というような流れになっておりますので、当然最近交通手段、情報等の手段、発達によりまして、通勤・通学、買い物、レジャー等も含めて住民の皆様様の日常生活が拡大してございます。そういった市町村の行政区域を超えた、当然行政需要も増えているというようなところで広域連携が必要というふうに言われております。

また、最近住民生活の中で、やはり少子高齢化等がありまして、総合的な地域福祉等の生活関連の整備や、そういうものを取り組むのが増えてきております。

一方、地方財政につきましても、最近借入金、うちの町も地方債もだんだんこれから増えるような状況になるのですけれども、そのような厳しい財政状況にあります。市町村を取り巻く行財政事業の中で、今後個々の市町村では、なかなか取り組みが難しいこの高度な多様化した課題に対しましては、やはり広域連携というのが必要になってくると思います。行政サービスが適切に提供されるように、市町村の連携づくりが必要になっているというふうに感じております。それらを踏まえまして、これから「関東どまんなかサミット会議」等がどのようなことに貢献できるのかということは未知数でございますけれども、先ほど言ったように、今後交流を深める中で検討していければというふうに考えてございます。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいま企画財政課長のほうから「どまんなかサミット」を中心にした広域連携ということで説明があったわけなのですけれども、私産業振興課のほうでも観光という切り口の中で、周辺の市町村等と連携を図るというようなことで展開を進めております。特に群馬県内の連携といたしましては、館林・邑楽郡の各町と連携いたしまして、銀座にあります「ぐんまちゃん家」において観光関係の業者さんとか、旅行関係の企業さん、もしくはマスコミ関係者を集めて「サロンドG」というような、この地域をPRするようなイベントがあるのですけれども、そういったものを活用することで、館林・邑楽郡地区というような広いエリアでの観光のPR等を実施してございます。

それと、あと最近ですと、テレビ等でごらんになった方はいらっしゃるかと思うのですけれども、「三県境」、群馬、埼玉、栃木のその「三県境」の関係がマスコミ等で取り上げられまして、それを積極的に活用していこうということで、栃木市と加須市と板倉町でその関連の事業を今後展開していこうということで準備のほうを2市1町で連携した中で実施しているということで、それも広域の力を使って、この地域の情報を発信していこうということでのそういう連携の事業を展開してございます。

以上でございます。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） 時間の関係で、いろいろ質問があるのですけれども、特に聞きたい質問をちょっとお聞きします。ちょっと飛ばす部分があります。重要文化的景観のさらなる利活用、ちょっとこれは飛ばしたいと思います。

それから、次に質問したいのは、歴史遺産の活用についての今後の方向性についてちょっと質問いたしま

す。歴史遺産の活用関係なのですけれども、これは文化も含めて考えていただきたいと思います。板倉町を特徴づけるのは、やはり水に関する遺産、文化だと思えます。活用につきましては、重要文化的景観の活用とリンクしますけれども、それぞれの歴史遺産にどのような価値があるのか、やはり再認識する必要があると思っています。町の総合戦略のあと交流人口の施策の中で、板倉町の知名度は、これ民間企業の調査ということですが、調査対象外ということで、高くありません。したがって、こういった板倉町の知名度を上げて地域ブランドを形成するには、やはり歴史文化の遺産の活用が特に私は必要だと思っております。例えば、これはあくまで例えばです。板倉町の特産物を考える場合ですが、かの有名な万葉集の東歌の中で、板倉沼、伊奈良沼ですが、それを歌った歌で、「上毛野伊奈良の沼のおほる草」とありますね。「よそに見しよは今こそまされ」という歌があります。そのオオイグサですが、これは古代においては、これを乾かしてむしろに編んだと言われていました。今の我々がイメージするむしろではないのですけれども、室内用の今で言うじゅうたんです。古代では特に高価なもので、美しいものだったそうです。そういったことから考えますと、古代の板倉沼周辺は、もうオオイグサの大生産地だったということです。あくまでこれは例えですが、例えば板倉の休耕地を利用して、オオイグサを植えて、敷物にして販売するとか、そういったいろんな手段があると思うのですが、つまり私が言いたいのは、歴史遺産や文化には、経済効果を生むヒントがあるということです。したがって、今後の方向性として、そうした歴史と文化を活用したブランド力、観光振興を高めるために、歴史遺産や文化にどのような価値があるか、どのような経済効果を生むのか、新たな魅力の発掘と、観光資源としての可能性を探るための一つの外部の有識者を含めたプロジェクトチーム、そういった考える一つのプロジェクトチーム、そういったものも編成するというのも一つの手段としてあるのではないかという感じがします。その中で、文化の6次産業化と言いますが、そういったものを進めたらいいのではないかと考えておりますけれども、どうでしょうか、その辺のあくまで今の段階、お考えで結構です。方向性で。

○議長（青木秀夫君） 橋本産業振興課長。

[産業振興課長（橋本宏海君）登壇]

○産業振興課長（橋本宏海君） ただいまのご質問なのですが、そのオオイグサを活用して……

○6番（荒井英世君） それは例え、例え。

○産業振興課長（橋本宏海君） そこまではちょっと私どもも考えていなかったのですが、いずれにいたしましても、観光の担当部局といたしまして、今現在やっている作業が群馬県の観光物産協会のほうと連携を図った中で、東武鉄道の観光の担当者だとかを板倉町に招いてもらって、いろんなものを点検していただいて、そういったものが板倉町の観光として今後PRしていくのに役に立つのかということで、今いろいろ検討している中では、やはり雷電神社というものがかなり重要なウエートを占めるというような中で、今、雷電神社の周辺整備等も実施しておりますので、それをいかに活用して今後それを観光の歴史的遺産として、観光として利用していくかということを考えていかなければならない。そういった中で逆に言うと、今言われた提案だとか、その雷電神社周辺もしくはその板倉町の歴史的なものをPRしていくものをどのように考えていったらいいかという中で、議員さんが言われるような、そういう組織ができるかどうか、今後そこらも参考にさせていただいて、検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） その辺は本当に歴史と文化を活用するという事は、新しい魅力発見して、それで特産物を、要するに経済効果を生む大きな要因となりますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思っています。

それから、最近話題となっています渡良瀬遊水地、日本遺産の動きについてですけれども、日本遺産につきましては、地域に点在する有形、無形の遺産をストーリー化して、文化庁が認定するという事です。現在18カ所が全国で認定されております。群馬県では既に「ぐんまの絹物語」ということで、桐生市、甘楽、中之条町、片品村一帯の有形、無形文化財が認定されております。文化庁では2020年の東京オリンピック、それからパラリンピックに向けまして、全国で100件程度認定していくという予定です。板倉町がなぜこの日本遺産に関係しているかといえば、そのストーリーのテーマが足尾銅山の鉱毒問題に取り組んだ田中正造関連の史跡と渡良瀬遊水地ということからだと思っております。板倉町におきましては、特にこの鉱毒に関しましては、海老瀬にご存じかと思っておりますけれども、鉱毒の被害者を救済した施療所跡があります。あるいは渡良瀬遊水地の旧の河川の跡とか、足尾鉱毒と遊水地のストーリーを考える上で重要な地域であることは言うに及びません。

そこで、質問なのですけれども、現在日本遺産のいろんな動きがあると思いますが、これについては現在栃木市、小山市、野木町、古河市、加須市、それから板倉町、4市2町などに働きかけをまず行っていると新聞紙上にありましたけれども、板倉町としては現段階でこの日本遺産のことについてはどんなふうにお考えか、現時点のお考えで結構です。お聞かせください。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまの日本遺産についてですが、先般2月28日に皆さんご存じかと思いますが、「田中正造関連史跡と渡良瀬遊水地の『日本遺産』認定をめざす会」というものが設立をされました。この「めざす会」の構成委員としては、市民団体が33団体、そして個人が19名ということでございます。先ほど議員さんおっしゃいました4市1町につきましては、この構成には入っておりません。あくまでもその先ほどお話あったストーリーを文化庁に申請する立場が自治体と、市町ということで、この「めざす会」には特に板倉町は属しておらないわけですが、そのストーリーなどをこの「めざす会」のほうで考えて、それを検討して、各市町に提案をしていくというような働きを行っていくということで、「めざす会」としてはそういう働きを行っていくということでございました。当然この日本遺産の申請につきましては、各自治体が行っていく、もしくは県が行っていくというものでございますので、そこに協力をするかどうかということでございます。ただ、この間の「めざす会」のお話ですと、栃木市さん、小山市さんなどは強力に推進していくというようなお話でございました。もちろん板倉町におきましても、いろいろ状況を鑑みながら対応していくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） そうしますと、板倉町としては今後の各市町の様子というか、そういうのを見ながら検討していくということよろしいわけですか。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 日本遺産の関係については、先ほど言った構成団体あるいは構成する個人が宇都宮大学の名誉教授等を筆頭として申請をしていくと、それにももちろん自治体にとっては一番あの面積の8割あるいは田中正造も含めた歴史の流れの相当部分が栃木県で行動し、そういうものもありますので、栃木市、小山市が中心になり、またその我々渡良瀬周辺の町については何も反対をする理由はもちろんないし、そういう意味では積極的に共同歩調を要請があったり、必要とあらば積極的に日本遺産の認定についての協力は惜しまないという姿勢であります。

また、日本遺産等につきましては、既に先ほど紹介があったように、群馬県でも絹遺産群とか、そういったものがあるというのを今、議員が紹介をいただいたわけですが、やかんのように、すぐそれが観光に直結するとか、あるいは人出に直結するとか、どちらかということ、マニアチック的な非常に歴史の絹の流れはどこなのだろう。富岡、いわゆるあっちのほうの上のほうから桐生がそれを取り入れて産業として発達したりと、そういう先ほどいみじくも言われたストーリー的なものが重要な要素になりますので、そういう意味ではもちろんそういったものに興味を持たれる方が多ければ多いほど、それが例えば観光に役立ったりするわけですが、一定の期間をしっかりと地道な活動をしながら、そういったものがいわゆる観光や、あるいは地域の活性化にプラスになることは間違いないですから、ただそれが特に板倉の皆さんは私はそう思うのですが、ちょっと夢のような話を聞くと、すぐもうあしたかあさってには人がどうどう、どうどう来るようなことを連想してみたいな形で、期待をするなということではないのですけれども、期待のし過ぎもいかなものかという感じもしますので、ただ、今言った方向性と日本遺産というと、やはり名前のおり世界遺産に次ぐ今度は我が国の位置づけになるわけですから、それに登録されるように積極的に協力し、少しはちょっと長い目で見ながら、観光的いろんな面に役立てていきたい。それは構成する6市町も全て同じような考えであり、またそれらに乗じて自分の町の例えば野木であれば、野木の「煉瓦窯」とか、それぞれ町の文化遺産も積極的にそういうものに乗せているという考え方を持っていますから、我が町等ではこの間新聞記者あるいはほかの旅行者などに聞きましたら、板倉町で観光として一般論として売れるものは雷電神社と天神様とラムサール条約、重要文化的景観という名前は出てきませんでしたけれども、それらも含めて積極的に少しでも売ろうということで頑張っており、その一つの成果というか、例が今、雷電神社の表参道も整備しておりますし、いろいろ考え得る限り、あと財政を見ながら、つぎ込めるだけそういった面にも現在つぎ込んでいるところであります。

○議長（青木秀夫君） 荒井英世君。

○6番（荒井英世君） ちょっと時間が若干ちょっと過ぎたのですけれども、最後に町長にちょっと一言お願いしたいのですが、今お話の中で、板倉町の例えばこれいろんな意味の地域の活性化とか、いろんな考える上で、観光も含めてそのラムサール条約と、それから雷電神社を含めた重要的文化的景観、それから日本遺産について今説明がありましたけれども、こういったもの全てセットとして全国に発信するというのが特に大切だと思います。その中で1つの地域ブランドを形成していく、それが手段となると思いますけれども、今後の一つの目標としまして、当面2020年、東京オリンピックだの、パラリンピックありますよね。そのときの一つの交流人口の拡大ではないのですけれども、それを一つの目標にして、例えば総合戦略にしても、特に戦略的に組み立ててやっていく必要があると思います。そういった部分で考えて、現時点でその総合戦略

と一体化して、そういった観光資源、それを含めて今後進めていくお考えは、先ほどおっしゃいましたけれども、もう一度お願いします。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほどの答弁の中にほぼ含まれると思うのですが、総合戦略云々は別として、町として最近平地観光という言葉が出てきたのですが、それにのっとってまさに雷電神社あるいは天神様あるいは重要文化的景観あるいは渡良瀬遊水地、いかに連携をつけ、一日でも早くいわゆる全国に向けて発信できるかということを一、二年も摸索しております。できるだけ、だからそれらにそういった目的に近いものがなかなか効果としてあらわれていないということは言えようかと思えます。やれることは全て今現在やっておりますし、まさにそういった先ほど言ったように、雷電神社の整備からいろんなものを総合的に手を加えるところは手を加えているということでもあります。ですから、荒井議員の言うような方向性に向かって現在でも全力を挙げているということでもあります。逆に言うと、全力を挙げても、古いわゆる平地観光が新しい言葉ということでは言われまして、出てきたという話をしましたが、全国に通用するような文化的遺産が我々はあると思っていますけれども、周りから見るとそんなにまだ重要的、関心的な位置づけにされていないというような状況かなと、それをいかに広めるかということだろうと思えます。

以上。

○6番（荒井英世君） ちょっと時間が過ぎまして、申しわけありませんでした。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（青木秀夫君） 以上で荒井英世君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前10時05分）

再 開 （午前10時15分）

○議長（青木秀夫君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、本間清君。

なお、質問の時間は60分です。

[3番（本間 清君）登壇]

○3番（本間 清君） 3番、本間です。よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。板倉町は、昨年町制施行60周年という大きな節目を迎えました。そして、鶴舞う形の群馬県のごとく、新たな発展へと飛翔いたしました。既に今年には館林市との合併問題、小学校の統廃合に伴う諸問題、行政区再編による4月からの新たなスタート、水道事業、ごみ処理施設、医療施設の広域化問題等待ったなしの多くの課題が山積しております。一朝一夕では解決できないこれらの課題には町民の考えがどこにあるのかを知り、町一丸となって取り組まなければならないと思えます。

さて、今日の質問は役場窓口対応についてお聞きします。現在の町の行政機構は、大きく分けて総務課、

戸籍税務課、健康介護課、教育事務局など11課局に分かれており、その事務事業数は400余りもの多岐に分類されています。これだけありますと、私たち町民は「ゆりかごから墓場まで」お世話になっていると言っても過言ではありません。これだけあれば当然町民と役場職員とのやりとりは多くなってきます。そうなれば言葉の行き違いなどから何らかのトラブルやクレームが発生しやすくなってくるかと思えます。そう思いましたのは、町のまちづくりに関するアンケート調査結果を読んでいたならば、このようにありました。「役場職員の対応が悪い。特に窓口」。それと同じように、「役場職員の対応が悪い。不親切、事務的」とありました。私も人々との雑談の中にこのような話は耳に入ることはありました。お互いの言葉の行き違いなどから生じることなのでしょう。

そこで、お聞きしますが、窓口全体を見回しますと、このようなトラブル、クレームはあるのですか。あるとすればどのようなことを把握していますか。その原因と対処はどのようにしていますでしょうか、お聞きします。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） ただいまの本間議員の窓口の関係についてですが、ご存じのように、窓口といいますが、役場全体全てが窓口となっていると私たちは認識をしております。その全体の管理ということで、私の所属します総務課のほうで全職員を扱っていますので、全体的なことについて私のほうからまずはお答えをさせていただきます。この後、また議員のほうから質問があるかと思いますが、具体的な例えば住民関係の窓口とか、福祉の窓口に関しましては、またそちらのほうから細かい点は答弁をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

まず、役場全体の窓口についてなのですけれども、役場の窓口に来庁される町民の方との間でいざこざとなるような、要するにトラブルと言われるようなものはございません。ただ、あくまでも同じ人間同士ですので、職員がよかれと思っていた言葉や、あとは態度、それがお客様から見た場合に、うまく受けとめられなくて、そういった行き違いというのはございます。また、その行き違いがあった場合に、多くの時間を要して説明などもしておりますが、その場合、職員は町民の方に対しまして、きちんとした話をしたり、また相手の方のお話をちゃんと聞いて、わかりやすく説明しながら対応するようには努めております。もしもこのような対応しても町民の方に理解がされず、納得されないという声で、もし大きな声を出したり、そういった場合、または職員の説明自体、処理の仕方が間違っていた場合、このような場合は係長、もしくはその上の課長がすぐにその現場に出て行きまして、町民の方にもう一度ご説明しまして、ご理解をいただくようにしております。なおかつそれでも納得のできない町民の方もたまには何名かおります。その場合は総務課のほうに一つの苦情というような形でお話を伺って、こちらのほうから細かい事情を聞いて、なおかつ職員の方からも事情を聞きまして、その不愉快に思われた町民の方には改めてご説明をいたしまして、窓口の対応が直るような形で努力はしております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 今のお話によりますと、町民の方をお客様と呼んでおりましたけれども、私はこのお客様という感覚は非常に大切なと思います。といいますのは、民間施設の例えば商業施設などに皆さん

買い物に行きます。そうしますと当然お客様からお金をいただいて、そのお金で生活を賄うということを皆さんしているわけですが、そのお金をいただくという直接の行為が非常にありがたいわけです。それですから、帰りますときには「どうもありがとうございました」と必ず言うと思います。しかし、役場の窓口対応ですと、直接お金をいただくということは少ないかと思えます。例えば住民票などを発行を受けるときには、手数料という感じ、また納税などをする場合は徴収という言葉も使われます。そうしますと、直接そのお客様に「ありがとうございます」という言葉が出る場合が少ないかもしれません。帰るときには「どうぞ苦労さまでした」という感じになるかなと思います。この辺の意識の差が時々そういったトラブルなどになるのかなと思いますけれども、実際私も役場の窓口を見てみますと、今の職員の対応は非常によくなっていると思います。実際窓口近くでうろうろしていると、「どの課に御用ですか」というふうになんと親切に案内されることもあります。

それと、またそういったトラブルなどを要するに聞くために、窓口、例えばアンケート箱のようなものを設置して、そういったものの直接声を聞くというようなことはやっておりますでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 現在はおお客様の声のような形での実際直接書いてもらうようなことは行っておりません。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 今のお話ですと、できればそういったお客様という言い方もちょっと語弊があるかもしれませんがけれども、町民の声を直接聞くという行為をしていただきたいと思えます。年に1回ぐらいは住民の声を聞くためにそのはがきですか、そういったものを配布していることもあるようですが、できるだけ年間を通してということをお願いしたいです。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 先ほど答弁しました声を聞くものは置いていませんと申し上げたのは、窓口には直接は置いていないという意味でございまして、もう何年も前から広報紙と一緒に年に1回差し込みの形で広聴はがきを配っております。それは切手は要りませんので、そこにいろんな意見を書いて投函してもらえれば役場に届くようにはなっております。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） ちなみにそのはがきのアンケートですと、どのような声、要望などが多いのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） はがきはアンケートではございません。例えば窓口置くということは、人によっては苦情を誰が書いていったかわかってしまうわけです。どんな形が一番いいのだろうということをいろんな角度から考えた結果が、1年に1度ではありますが、そこそこ町民の方にそういう意味で役場等も含め、町全般に対する例えば苦情であり、あるいは意見であり、あるいは希望でありというようなことも匿名みた

いな形でも当然出せますし、自信のある人はちゃんと実名で投函していただけるような形がやはり一番いいだろうと。ですから、窓口でアンケート用紙を置くことそのものがベストだという結論に至らず、現在とっている方法のほうがよろしいという結果で現在はそういう形でやっております。

それから、先ほどの流れの中で、お客様という表現が適切だというふうには私は思っておりません。受ける立場に対して訪れる、そういう関係から見ればお客であります、やはりある意味では政策というのは無理でも時には遂行しなくてはならないものとか、先ほど徴収という言葉が出ましたが、いろんな種類があるものですから、一から十までお客様みたいにこちらがぺこぺこ、ぺこぺこ頭を下げるという、その主従関係みたいな関係では私はいけないと思っております。ただ、役場の職員として心がけるのは、結局何だかんだ言っても、やはり町内きっての一番大きなサービス産業であるということで、懇切丁寧に説明しという、そういう意味で、役場がそれでもうけているとか、そういうことをしているわけではありませんから、商業のいわゆる例えばアピタという例が出ましたが、それにおける経営者と、来てもうけをいただく立場という、そういう関係は私は決して望ましいとは思っておりません。しかし、公という立場であるから、そしてやはりいつも出てくる言葉ですが、町民の福祉向上、いわゆるそういうようなことも含め、サービスに徹底するものが一応は公の役場ということにもなるわけですから、そういう意味ではしっかりと丁寧な礼を失しない、そういう対応を求めていくということで、微妙なところかもしれませんが、そんな私は考えを持っております。だから、時には人によっては強く出る場合もあります。どんな人でも全部お客様とは思っておりません。町民の皆様です。そういうことです。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 今の答弁ですと、もちろん町長のおっしゃることですから、もっともですけども、役場はサービス業、要するに町民に対するサービス業ですので、やはり町民目線ということでいつもやっていただきたいと思います。

次に、町民対応の多い福祉課と戸籍税務課にお聞きします。初めに、福祉課ですが、基本的には地方自治体の仕事は住民の福祉の増進を図ることにあると地方自治法第1条にあります。現場の職員によるいわば人的サービスを伴うものであって、どんなに福祉を増進させてもし過ぎることはないとも言われ、このことは一度始めた福祉事業は、途中でやめるわけにはいかないと言われるゆえんでしょうか。誰もが地方自治体に安心して身を委ねることができる状態が求められます。これらの言葉の意味を体感しましたのは、先月福祉課と社会福祉協議会のご厚意により、総合老人福祉センター、障害者生産活動センター、デイサービス施設内の利用状況、サービス内容、設備などを案内、説明していただきましたが、その充実したサービス内容に目を見張り、職員、スタッフ、ボランティアの皆さんには利用者のありのままを自然体と受けとめ、働くその姿勢に町の福祉事業のあるべき形をかいま見させていただき、この時間をつくっていただきましたこと、感謝申し上げます。

さて、福祉課ではほかに子育て支援、保育関係、生活保護などがあり、日々福祉増進に努められておりますが、窓口に来られた住民の相談内容や事情もそれぞれ違い、じっくり時間をかけなければならないときもあるかと思えます。プライバシーに関する相談もあるでしょう。これらのことも含め対応はスムーズに行われていますか。何かトラブルになるようなことはありますか。ありましたときはどのように対処をしていますでしょうか、お聞きします。

○議長（青木秀夫君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

福祉課では、子育て支援係と社会福祉係というのが窓口業務としてあるわけでございます。子育て支援係につきましては、保育園とか学童保育、そういったもろもろの関係の相談あるいは出生や転入、そうしたときに子育て支援金あるいはゼロ歳児のおむつ券の給付の案内、手続、そういったもので主な窓口対応でございます。また、最近では児童虐待とか、子育て支援に関する相談というのは非常に多くなって、虐待のほうはそんなでもないですけれども、子育て支援の関係については、窓口に来ていろいろ相談される方が増えてきております。

それと、社会福祉係につきましては、障害者の支援あるいは社会福祉に関することを行っております。窓口対応としては、昨年より臨時福祉給付金あるいは特別弔慰金というのが入ってきてまして、今年度から特別弔慰金とかが入ってきてまして、窓口の対応の時間が非常に多くなっております。そういった中、これといったトラブルあるいは苦情というのが余り、個々の部分ではありますけれども、ございません。中でも特に多くの時間を費やしているというのが生活困窮者の相談が多くなっております。そういった場合、困窮に陥った原因をよく聞いて探り当て、解決策を見つけていくと、きめの細かい支援を行っております。子育て支援、社会福祉、どちらに関しましても、個々の状況や意向をよく聞くことに時間を費やしております。内容に応じては、カウンターでの相談というのが好ましくない場合は別室において対応をしているのが現状でございます。どの窓口対応についてもきめ細かなサービスを心がけておりますので、必ずしも住民の皆様の要望が100%応えられるというわけではございませんけれども、そういったことで住民の方の立場や思いを酌みながら相談を受けておりますので、目立ったトラブルはないというふうに自負しております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） やはり福祉課ではその相談内容というものに関しまして、時間がとてもかかると、そういったことでその相談者がいらいらすとか、苦情が出るということも余りないということに理解してよろしいでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 相談内容は非常に時間のかかるものがどちらかというとい多いです。ただ、その相談を受けながら、住民の方の言葉とか、あるいは態度とかを見ていると、苦情とか、そういうのではなくて、要はどうにかしてその家庭、あるいはその支援という形の中で、いろいろな形を聞き出したりなんざりしていますので、トラブルとか苦情とか、そういうものはなく、どういうふうにしていけばいいのか、今後どうしていけばいいのかというところでいっていますので、そういう心配はないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） では、もう一つお伺いします。

車椅子で来られる方はいらっしゃるのでしょうか。また、手話を必要とする場面はあるのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 車椅子の関係でございますけれども、中には当然車椅子で来る方もいらっしゃいます。そういった場合は自分の車椅子を持って来る方もおりますし、足が不自由な方につきましては、役場第二庁舎窓口前に車椅子も用意してございますので、そちらを利用しての対応ということになっております。

また、手話の関係については、今までそういう対応はございませんが、かつて1度議会の中でもそういう手話言語法の請願が出たときに、手話の通訳を入れまして、そういうところで議会の中で手話を通じながら、傍聴の方に理解してもらおうということで対応しております。手話が必要な場合は、そういう団体に要請をして対応をしていただくということで進めていますので、よろしくご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） わかりました。

次に、戸籍税務課の窓口対応についてお聞きします。戸籍税務課は住民税、戸籍の証明発行、マイナンバー運用、国民年金などがあり、納税、年金、住民票の発行など、ふだん私たちの生活に深くかかわっています。その中でも納税に関しますと、直接お金がかかかってきますので、わからないとか、納得いかないなど問い合わせがあるかと思いますが、これらのことでトラブルになることはありますか。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 戸籍税務課におきます納税、また課税のトラブルですけれども、現在のところ大きなものはございません。もし町民の方がやはり税金が高いとか、なぜかかるのだとかというような問い合わせに見えた場合には、その方がどういうことを言いたいのか、よく聞きまして、その現状の調査を確認しまして、その方に合わせた形で説明をさせていただきます、ご理解をいただいているのが現状でございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 今のお話、わかりました。

では、次に移ります。それと、マイナンバー制度は今年から本格運用が始まりましたが、一般の人にとってはメリットが見えにくいと思います。窓口では税や社会保障分野で申請書へのマイナンバー記載が求められながら、マイナンバーを持参せずに窓口へ訪れているとの報道もありますが、このことは今どのようになっていますでしょうか。また、住民票の発行を受けるとき、申請書の必要事項を記入しますが、人によりましては、わかりにくいところもあるかと思いますが、この辺のやりとりはスムーズに行われていますでしょうか、お聞きします。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 初めに、マイナンバーの取り扱いなのですが、基本的にはご本人が

通知カードないし個人番号カードを持ってきていただいて、番号を確認するというのが大原則にあります。ただ、まだ制度が始まったばかりでして、やはり町民の方々もいつ持ってきていいのか、どういうときに必要なのかというのがなかなかまだ理解できていない状況にあると思っております。そうした中で、役場の窓口、特に第二庁舎に関しましては、その課によって対応が違うのでは、やはり町民の方々に悪いであろうということで、第二庁舎の中で1つの基準を決めまして、その基準に沿った形で現在取り扱いを行っているところでございます。

それと、住民票の関係ですけれども、住民票につきましては、記載、どのような証明が欲しいのかということで、とりあえずはご本人様に書いていただいておりますが、実際にその申請書を受け取る段階で再度確認をさせていただきまして、間違いがないか確認した上で、住民票等を発行させていただいているのが現状でございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） マイナンバーに関しましては、コンビニで住民票が引き出せるという、そのくらいしか今メリッ的には思い浮かばないのですけれども、それと先ほどのその申請書の受け付けをしたときに、その場でできるようにするということですのでけれども、もし不備なことがありましたら、もう当然その場で補完できて、申請書を受理できるわけですね。お聞きします。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 申請書に不備が出たときに、その場でやはり訂正をしていただきまして、それを正式に受理する形をとっております。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） もう一つお伺いします。

外国人の方が来られた場合に、言葉の壁というものはないでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 外国人の方が窓口に来たときのケースなのですが、私が見ている限り、やはり外国人の方が単独で窓口に来るケースは非常に少ないです。ほとんどどこかの企業の臨時職員ですか、そういった形で来る方が多いですので、そちらの会社の方が1人一緒に来まして、一緒に対応していただいているような状況でございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） ありがとうございます。

先ほどからお聞きしたと重なる部分があると思いますが、話を聞くことは聞いているだけではだめですし、聞くタイミング、質問の言葉選びも意外と難しいものです。どう聞かかは相手にもよります。最近では目の前に相手がいっても、パソコンばかり見ながら文字を打っているケースがあります。相手の顔の表情を見て感じなくて、どうして理解できるのでしょうか。窓口業務に大切なのは、相手に満足して帰っていただくことにあると思います。相手が感じが悪いと思うのは、雰囲気暗い、無愛想、不機嫌顔、頼りにならない、答えられないなどありますが、いらいらせず、ゆとりある表情での対応が求められます。それにはハード面、

これは庁舎の設備、施設、駐車場などと、ソフト面、これは精神的サービス、知的サービスなどがよければ満足の数値はさらに向上することでしょう。気配り、親切な言動、必要とされる情報提供など常に町民目線が求められます。明るく感じのよい挨拶は第一印象を決定する上で、とても大切です。「目は口ほどに物を言う」と言いますが、目線を合わせて笑顔で身だしなみに気をつけ、会話を通して意思疎通を図ることが一番と考えます。また、窓口が混んでいるときは待たされるときもあるわけですから、待ち時間のおよその目安の時間を知らせることで、待たせたことに対して、帰るとき「お待たせしました」と窓口担当者の気持ちが伝わるよう一言添えることが大切だと思います。

そして、トラブルに直面したときの対処法は、これは口で言うほど簡単ではありませんが、即答できない場合は、カバーする手だてを考え、トラブルを前向きに捉え、状況を分析し、柔軟な発想で誠意を持って最良の策を探すことです。これらのことは職場の1人、2人が思っていたとしても、職場全体の共通認識がなければできません。特別丁寧な挨拶や言葉でなくてもよいと思います。笑顔で、心に響くよう心がけていれば、形骸化した窓口でなく、感じのよい、親しみある窓口として利用されることになると思います。

次に、女性職員の働きやすい職場についてお聞きします。現在の役場正職員は140名余りで、そのうち女性職員は3割強の四十数名でしょうか。以前は受付などの窓口業務は女性の花形職業の一つであった時代もありましたが、社会情勢の変化した今、新聞紙上などで女性の活躍する社会、女性の輝く社会にと、女性の社会進出を後押しする記事が時折目にとまります。男女雇用機会均等法が施行されてから30年、女性の社会進出は、男性の中心の職場であったところで、当たり前のように活躍しています。建設現場の作業員、大型トラックのドライバー、警察官、航空自衛隊のパイロットなど身近なところから意外な職種まであります。しかし、女性の活躍する社会へと声高に叫んでも、環境が整備されていなければ実現はできません。女性に限らず、男性にも働きやすい職場は誰にとっても快適であり、一昔前のスローガンであった「男女平等」といった言葉は必要ない社会へと向かうことが望まれます。そのためには、働く女性の心身の状態について正しい知識を知り、働く女性ならではの健康問題に目を向ける必要があります。町では女性ならではの感性を生かした働きやすい職場にするためにどのようにお考えですか。また、どのような配慮をしていますか、お聞きします。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） まず、ただいま議員のご質問の前に、先ほど町民の方から意見を収集する方法として、追加の答弁をちょっとさせていただきたいのですけれども、先ほど申しあげました広聴はがきにつきましては、現在ホームページをリニューアルしたことに伴いまして、それからメール、ホームページを直接使いまして、町のほうへ連絡が来るように現在は変わったということにつけ加えさせていただきます。

次に、ただいまの議員のご質問の女性の職員が働きやすい職場をとということに関しましてですけれども、まずでは最初に考えたのが、どのような職場が働きやすいのか、そのバロメーターは何かということをもまず考える必要があるのかなと思っております。世間一般的な話になってしまっていて申しわけないのですけれども、3つのキーワードがあるのかなというふうに考えております。

まず1つ目は、女性ですので、子供を産んだ後に仕事を続けることができるのかどうか。2つ目が、給料と待遇が男性に比べてどうなのか。それと、3つ目ですけれども、出世が男性と比べてどうなのかというこ

とが一般的な一つの基準、考えることかなと考えております。この条件がよければ、女性にとってその職場は働きやすい一つの判断基準になるのかなというふうに考えております。

そこで、板倉町役場につきましてどうかということを考えてみますと、まず1番目の子供を産んだ後、また仕事ができるのかということに関しましては、育児休業とか、部分休業という形で出産後も復帰をいたしまして、部分的な休業をとりながら仕事につくことが可能となっております。

それと、2つ目の給与と待遇の関係ですけれども、これにつきましては、役場全体で男女関係なく、評価といたしましては、人事評価と能力評価などを用いまして、男性、女性関係なく、区別なく評価をしておりますので、その点におきましては、問題がない、平等であるというふうに考えております。

そして、最後の3つ目になりますけれども、出世はでは男性と比べてどうなのかということがあるかと思っております。現在、板倉町役場におきましては、係長以上の管理職ということで現在6名の女性が勤務をしております。その管理職になるにはどういうでは基準があるのかといった場合に、これはやはり男性であろうと、女性であろうと、同じ人事評価に基づきまして昇級をしておりますので、そういう点からいたしましても、男女とも能力があれば関係なく出世のほうもできるということが挙げられるのかなと思っております。そうしますと、以上3つのひとつバロメーターから考えまして、板倉町役場の職場としましては、女性にとりまして働きやすい職場ではないかなというふうには考えております。

このほかに、女性が特に働く場合に必要なのが、女性自身への心理的な保護といえますか、そういうものが必要だと思ひまして、いわゆるセクハラ、こちらの防止であるとか、鬱病になつたりしないようにメンタル的な側面、この両方も含めまして、配慮して今後もよりよい職場環境をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 今のお話ですと、役場職員ということに限ってと言ってもいいのかもしれませんが、確かに給与面では男女平等ですし、そういった出世の道も開かれているということで、開かれた職場かなということも考えられますけれども、やはり女性にとりましては、女性専用の施設が必要だと思ひます。特にトイレとか休憩室、現在の役場は物理的なことで部屋がないから、例えばお昼どきなど昼食するとき、皆さん職場の机の上で食事をしていきます。これは今言いましたように、ある程度今の段階ではやむを得ないのかなと思ひますけれども、やはり休憩室などで食事をとっていただければいいかなと思うのですけれども、この辺のことはどうなのでしょう。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 現在、議員おっしゃるとおり、この役場のスペース的にはそこを特別に大きいところをとることはできておりません。ただし、給湯室の横に6畳ほどの部屋なのですけれども、そこがお昼の休憩室ということで、これは男女分けてはおりません。また、そこに関しては分ける必要はないと考えております。現在進行しております新庁舎におきましては、もっと広い休憩室を今計画をしておりますので、新しい庁舎ができた段階で、もっと男女関係なく快適な条件ができるかなと思ひます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 2年後ぐらいにできる新庁舎完成を期待したいと思います。

次に移ります。職員の健康管理、ストレスチェックについてお聞きします。町民対応の多い窓口業務に限らず、全ての職員の心と体の健康がよりよい町民サービスへつながるかなと思います。かつて健康管理は各自本人の問題として捉えられていましたが、少子高齢化による労働力の減少、メンタルヘルス不調者、いわゆる心の健康不調者や生活習慣病などの増加により、労働力の維持、確保は重要な課題となっております。健康増進のためには食生活や運動、労働時間や業務内容などが深くかかわってきます。これらを総合的に検討し、押し進めることで職場空間のコミュニケーションづくり、職員全体の士気の向上につながるかと考えます。

昨年12月から従業員50人以上の企業では、働く人の心理的な負担を調べるストレスチェックが年1回義務づけられることになりました。このストレスチェックの項目として、非常にたくさんの仕事をしなければならない。時間内に仕事が処理し切れない。ひどく疲れた。怒りっぽくなる。いらいらする。気が張り詰めている。不安だ。よく眠れないなどがありますが、仕事を持っている人ならば、誰にでも当てはまりそうな内容ですが、高ストレス者には医師との面接が勧められるとあります。また、あなたの周りの方々について伺いますとの項目の中に、1、どのくらい気軽に話ができますか。2、あなたが困ったとき、どのくらい頼りになりますか。3、あなたの個人的な問題を相談したら、どのくらい聞いてくれますかとの質問があります。この周りの対象者として、上司、職場の同僚、配偶者、家族、友人等が挙げられています。職場で働く人たちの心と体の健康管理を支えるのは、自分自身も含め、管理職である各課の課長の役目でもあるかと思いますが、日ごろどのようなことに気遣い、アドバイスなどしていますか、お聞きします。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 職場の職員の健康問題ということは、最近世間でも大変重要な問題だと聞いております。特に鬱病等で自殺をする方が3万人近くに上るということで、その辺の重大性もありまして、労働安全衛生法が改正になりまして、議員がご質問にありましたストレスチェックの義務化などが入ってまいりました。職場といたしまして、そこに勤める職員の健康につきましては、肉体的なチェック、それと精神的なチェックということで、2本立ての構えをとっております。

まず、その肉体的な関係につきましては、住民の方も全て行っていると思っておりますけれども、健康診断を取り入れております。これは中には人間ドックに行く職員もおおりますけれども、いずれにしましても、どちらの形で肉体的なそういった健康診断を義務づけております。もしこちらの健康診断で結果が悪い。例えばメタボであるとか、そういった生活習慣病的なものが見つかった場合には、産業医のほうへ相談するように体制もとっております。

もう一方の今度はメンタル的な関係になりますけれども、ストレスチェックということになるかと思っておりますけれども、こちらにつきましては、管理職が日ごろから話しかけるようにすると同時に、年に3回勤務評定等を行うことができるのですが、その中で面談という時間がございます。この面談の中で仕事に限らず、ふだんの生活で気にしているものであるとか、精神的に何か疲れているものであるとか、そういった相談も一緒にあわせてとるような形をとっております。

さらに、先ほど申しました労働安全衛生法が変わったことによりまして、今年の27年の12月からストレスチェックが義務化されたわけなのですが、役場といたしましては、28年度予算の中にこの関係の予算

を盛り込ませていただいております。チェックの方法は全部で57項目あるそうなのですが、このマークシートによるチェックをやって、ストレスがどのぐらいあるのか、またもしその場合、重要なストレスが見つかった場合は、産業医のほうにすぐ相談ができるように体制のほうも整えていきたいということで、新年度におきましても、職員の健康問題に注意を払っていきたいと思っております。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） やはり今の時代ですと、メンタル面の不調者が増えているということが考えられますけれども、やはりどちらかといいますと、若い職員などはまだ社会になじんでいないということもありますので、ちょっとその辺が不調になりやすい傾向にあると思いますけれども、これはやはり係長、課長さんクラスがアドバイスなどをしていただければ、職場の仲間、また同僚もアドバイスなどをしていただければよろしいかなと思うのですけれども、その辺の体制はもちろんできているわけですね。お聞きします。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） メンタル面については非常に難しさも半分感じているところがあります。ただいまの質問に答えとすると、全てほかの民間の会社よりも公務員この庁舎の中の職員は、権利においては全て守られているということで、私みたいに民間からぼつんと入ってきてみますと、もう少し強目の指導をしてもいいのではないかというぐらいのところは強く感じます。1年間に2人ないし3人、いわゆる鬱的な関係でとか、そういったメンタル的な問題で長期休職、現在は2人ぐらいなのかということですが、考えてみますと、それも比較的若い人あるいは中堅がそんな実態ですが、最初に壁が必ず来るのです。やりたくない職場へまず配置されるかもしれない、あるいは配置されたとしても、今度は自分がそのいわゆるマニュアルにのっかって、どこまでできるかもしれない。常に常に仕事というものは不満あるいは本人の思っているところに当てはめられればいいのですけれども、それをいずれにしても壁が必ず来たときに、やはり1つはそれになれることによって、いわゆる耐性をつくらせなければ、みんな1つ目の壁で挫折して、みんなお医者さんに行けば、すぐ診断は出ますから、あと1週間、10日の必要というのは。そういう意味で、もう少し一定のマニュアルどおりの担当役職、課長あるいは係長は、管理職は指導しているのですが、それで果たして、ではこの人は乗り越えられるのだろうか。

かといって、それを繰り返すわけです。それが果たして指導方法がどういう形がいいのかというのが非常に私自身としても難しいなと思っています。最初に壁にぶつかったときに、もちろん最初ですから、専門家の指示どおりに対処します。その後、またすぐ同じような状況が起こったときに、また休みます。人間だめになってしまうのではないか、あるいは民間であれば、はっきり言えば使い物にならないからやめていただきたいと言いたくなるぐらいの状況も比較的そういった立場になった方には見られると。かといって、自発的に私は給料はいただいておりますけれども、職場の皆さん、あるいは町民の皆さんに迷惑をかけているのだという意識があるかどうか分からないとか、いわゆる個人の権利をどこまで尊重し、どこまで、それは尊重するための手当では、いわゆる公務員法でちゃんと決まっているわけですから、病的にも、対処の仕方は。それをやむを得ず繰り返したときには、一定の判断をしなくてはならないという通知まで出すのですけれども、直前に。直前に出すと出てくるのですとか、非常に難しさがあります。ストレスを避けるということが逆にストレスに耐えられない人をつくっているのではないかという考え方もしますし、我々もよく冗談に言

いますが、毎日毎日、先ほど本間議員さんが挙げたように、「いろんな真剣勝負の中で生きていくときに、ノイローゼになんかなっているんじゃない毎日なっちゃうよ」なんて冗談も言うぐらい、恐らく実社会というのはそういうものだろうと思っておりまして、決してそういう意味では、弱い人を無理してけつをたたいて出てこいとか、そういう意味ではないのですが、非常に難しさを感じているということです。

みんな同情して、あるいは法にのっとってやっていって、それででは再起ができるのだろうかということがいつもその本人の立場に我々も立って見た場合には、そんな気持ちが常に1人そういう人が出るたびに、真剣に会議を開き、1人の見方だけでなく、担当課長だけではないです。役場の総務課長からひっくるめて、私も町長補佐も入り、状況分析をし、どういう形で行ったり来たりの病状の確認をするか、日々変化はどうしているのか、お医者さんの診断はどうなのかとか、それを踏まえた上で総合的にではずっとこのまま、例えば頑張れとも言えないし、頑張れという言葉は、強くなれという言葉は禁句だとか、だから非常にそういう意味では難しさを感じながら、精いっぱいに対応をしています。それでもきっと民間よりは役場の職員というのは非常に大事に法に守られていると思っております。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 人生には本当に大きな壁が何度も何度も来るものです。それを乗り越えていくというのは、本当に本人自身の努力によるものでしょうけれども、やはり役場である以上、皆さんで育てていくということをしていただければ大変ありがたいなと思います。

次に、職員の町民に対する対応力を高めるため、どのようなことをしていますかお聞きします。来庁者が最初に向かうところは、およそ目的の課の窓口と思いますが、ここでの会話が正確、確実に行われていれば、トラブルなど発生しにくいと思います。町民の要望に応えるためには、職員の対応力が求められます。もう間もなく4月、新年度を迎えます。新年度は7人の職員採用予定があると聞いておりますが、新人も含めよりよい町民サービスの向上に向け研修や配置がえなど、どのようなことに留意し、対応していきますかお聞きします。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 職員の能力向上のための研修ということで、板倉町といたしましては、基本計画をつくっておりまして、それに基づきまして、年間計画にのっとって研修を行っております。大きく3本柱になっておりまして、1つ目は職場での研修、OJTと言われるものかと思っております。それと、2つ目が職場外の研修と、3つ目にあとは自分自身の自己研修ということで、計画の中では記されております。

まず、2つ目の職場外の研修についてなのですが、これは役場の外に出てという意味ですので、例えば県庁であるとか、東毛地区であるとか、そういったところで専門的な講師の方をお招きしまして、自治体職員としての能力と対応力ということで研修を行っております。また、1番目の職場研修におきましては、その職場職場で上司や先輩が部下に対しまして、具体的な仕事を通して、その職務に必要な知識や態度などを習得させております。

また、3番目の自己啓発につきましては、職場を離れた中でも、自分自身で必要な知識や技術を習得して、自分の能力を高めるとともに、地域活動にも積極的に取り組むように指導はしております。

以上の3つの柱の中でも、職場外の研修につきましては、2つの種類がありまして、こちらのほうから例

えば年数に応じて職員研修に行かせる、指定する研修と、あとは研修内容のメニューを示しまして、その希望をとって県庁なり、そういうところに研修をさせるという2つの形式をとっております。

以上のような3つの柱をもとにいたしまして、職員の能力を高めながら配置転換におきましても、できるだけ適材適所に努めるように、年間計画の中で自己評価を行いつつ、人事のほうも異動のほうを含めて行っている状況でございます。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 今の研修の内容に私個人の考えとしましては、民間施設の例えば商業施設またはアミューズメント施設と言われるところ、こういったところに行っていただくのもいいかなと思います。といいますのは、皆さんもそういったところに出かけられますと、その挨拶のよさ、姿勢のよさ、態度のよさ、非常に参考になるかと思えます。やはり公務員としては、そういったことも学んでいただくことも大切なと思っていますけれども、この辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 基本的には民間等の研修というのは非常に大事だと私は考えております。板倉町におきましても、民間というわけではないのですが、季楽里のほうにかつては職員を1週間程度でしょうか、交代で新しく入った新職員を派遣して、お客様とのそういうやりとりなどをさせた実績もございます。ただ、現在といたしましては、先ほど申しました決められた公的な研修が結構な日数がかかります。職員自体も限られた数になっておりまして、民間に例えばもし出すとすれば、最低でも1週間ぐらい行かないと身についてきませんので、そういうことを考えていきますと、少しやりくりのほうでちょっと難しい面があるかなと思っております。基本的には議員のおっしゃるようなものは大変私も賛同するところです。

○議長（青木秀夫君） 本間清君。

○3番（本間 清君） 時間がないので、最後の質問を簡単にしたいと思いますけれども、まだ先の話ですけれども、2年後に新庁舎が完成予定です。この完成しましたときに、窓口業務は今の状態から見ますとかなり大幅に改善され、町民サービスはもちろん、職員のやる気もさらに向上することと思えますけれども、まだ先の話で具体的にこういうというのは出ませんでしょうかけれども、何かお聞かせいただけることがありましたら、お願いいたします。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 冒頭申し上げましたように、役場の職員にはいろんな研修をもちろんやっていただき、かつては自衛隊に一定期間派遣したとか、民間のかわりに自衛隊へ、それからその後は民間の季楽里とか、そういったところへ1週間程度やったとか、実態として例がありますが、ここ何年かは行ってない。近隣の市町村を見ますと、そういった館林市は館林の農協のぼんぼこあたりへ新任職員を研修させたり、みんなこの自治体も似たりよつたりの対応をしているのではないかというふうに感じております。

そこで、新しい窓口サービスができたときにはということですが、今までこちらのサイドで私が聞いていますと、やはり役場の今のこの配置の問題で苦情の中にもやはり職員も努力しているけれども、その苦情ももっともだなとか、そういう面が例えば多々あり、またそれらを逆に口実として、あるいはサービスの悪さ

を指摘されたときに口実として、いや、ここ役場が古いのか、一番いい例が受付を、メイン受付を1人館林行っただって、どこ行っただってあるではないか。板倉町は受付を置いておけば何かこの用で来たのですけれどもと言っても、それをぱっと指示できるのに、総務課の窓口行ったら、みんな下向いていてなんて、例えばそういうものも正直あります。しかし、そういった場合に今の現状では2カ所で館林市役所なら500人の職員を1人の受付で済むのだけれども、板倉町は100人ちょっとの、前と後ろで100人いないですから、100人弱で、では2人も案内を座らせておくのかというような、そういった環境の悪さを理由にしてというようなものは解決をされていくだろうと、そういうものはひとつちゃんとした今度メインの役場にできますから、というようなこと等も含め、やはり新しい役場に応じたさらにこれはいいことに限りはないわけですし、よければいいほど町民の皆さんからのうれしい評価がいただけるわけでありますから、さらにいいサービスが与えられるようにこれからも課長を通し、指導を徹底をしたいということであります。

ちなみに、私が就任してから、職員そのものの対応の全く100%本人が「私が悪うございました」と認めた例が2例、3例ございます。そのときにはしっかりと私のときから始めたのですが、サッカーではありませんが、イエローカード、もう内容によっては赤ということでありまして、その上に赤に近いぎりぎりのところになりますと、役場の中の懲罰委員会みたいな、それに値するかどうかとかいうことで、それもある意味では公表させていると、これにも非常に抵抗があったのです。それでは、職員のプライバシーがと、だって誰が処分を受けたか、誰が注意されているのかわからないなんていうのも、名前も男女出さなくても、こういう事例で、こういうことで大きな失態をした職員がおる。同じようなことをしないようにということ为例えば職員サイドがまずいと言った場合には、そういう判断で現在はそこまである意味では厳しくしながら、個人の再犯と言っては、犯罪ではないですけれども、そういう同じことを繰り返さないような防止と、あとは町民、必ずただ、やはり必要なものは、町民の皆さんが苦情というのと、あるいはマニアチックに非常にそれを趣味とまでは言わないですけれども、クレームみたいなもの、それをどういうふうに区分けするかとか、これはしたがって相手様にも徹底的にそういったトラブルが起こった場合には聞き取らせませし、また役場のこちらの職員にも以前窓口かで非常に不愉快な思いをした。では、それは誰ですかと言っても、こちらから名乗り出ると、いつ、何時、いつの幾日、何時何分、男か女か、服装はどういう服装をしていたかと……

○議長（青木秀夫君） 町長、時間がもう来ていますので、まとめてください。申しわけないです。

○町長（栗原 実君） はい、そういうことで一生懸命誤解がないように、しかもこちらが悪かった面については、悪いと思われる点については徹底して同じことが起こらないように細部にわたって調査もし、判断もし、必要に応じて強力な注意もするというシステムはつくり上げておりますので、さらに新しい庁舎になれば、職員そのものもさっき言った今度は庁舎のせいとか、仕組みのせいとか、そんなものは言えなくなるはずでありますから、さらにみずからも律して頑張ってくれると思って期待をしております。

○議長（青木秀夫君） 時間です。

○3番（本間 清君） これで私の質問を終了させていただきます。つたない私の質問にご丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

○議長（青木秀夫君） 以上で本間清君の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時22分)

再 開 (午前11時30分)

○議長(青木秀夫君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、島田麻紀さん。

なお、質問の時間は60分です。

[5番(島田麻紀さん)登壇]

○5番(島田麻紀さん) こんにちは。議席番号5番、島田麻紀です。通告書に従い一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、昨年、2015年に起きた全国の交通事故の死者は前年より4人多い4,117人で、15年ぶりに増加、群馬県内での交通死亡事故64件、死亡者数68人、そのうち館林警察署管内での交通死亡事故6件、死亡者数は8人でした。まず、交通事故被害者、交通遺児についてお伺いします。交通遺児とは、交通事故で片親または両親を亡くした子供、児童のことをいいます。現在、板倉町に交通遺児に該当する児童はいるのかお伺いいたします。

○議長(青木秀夫君) 根岸総務課長。

[総務課長(根岸一仁君)登壇]

○総務課長(根岸一仁君) 島田議員の質問ですけれども、現在板倉町に交通遺児の数がわかっているかどうかということだと思いますけれども、残念ながら交通事故による死亡者数については、県から送付されます統計資料によって把握はしているのですけれども、交通事故によって両親などを失った遺児の人数であるとか、氏名についての情報というものはこちらでは把握しておりません。

○議長(青木秀夫君) 島田麻紀さん。

○5番(島田麻紀さん) ただいま総務課長のほうから把握はしていないとのことでしたが、子供、児童の関係ですので、教育委員会のほうでも把握はなされていないのかお伺いしたいと思います。

○議長(青木秀夫君) 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長(多田孝君)登壇]

○教育委員会事務局長(多田孝君) 交通遺児の数の把握ということですが、教育委員会事務局としては把握しておりません。ただ、学校につきましては、いろいろ遺児基金ですとか、そういう案内もありますので、学校では個々に対応しているかと聞いております。

○議長(青木秀夫君) 島田麻紀さん。

○5番(島田麻紀さん) ただいま学校単位ではある程度把握はしていると思われるということなのですが、やはり母子家庭や父子家庭等は学校でもある程度把握していると思います。その先まではさすがに踏み込めないところもあるのではないかとはいえますが、私がこの交通遺児問題を取り上げるに至った経緯は、私の周りにこれに該当する方がいらして、その方によれば11年前に旦那様を交通事故で亡くし、その後は1人で2人の娘さんを育てていらっしゃいます。昨年の今ごろですが、上の娘さんの高校受験に当たり、

ホームページで高校の手續等検索していた際に、公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金を知り、問い合わせたところ、板倉では東小のみこの公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金のお知らせがプリントで入学時に配布しているとの回答があったのですけれども、これは本当なのでしょうか。本当だとしたら、なぜ東小だけなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 多田教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長（多田 孝君）登壇]

○教育委員会事務局長（多田 孝君） ただいまの佐藤交通遺児基金の関係で、東小だけがというお話でございました。確認をさせていただきましたが、その基金のほうからはリーフレットという形で案内を年度初め、4月下旬から5月の初めにかけて私ども教育委員会事務局を通して小中学校に配布をしております。それからまた、年2回佐藤基金だよりということで、機関紙になると思うのですが、年2回発行されておまして、こちら事務局を通して小中学校に配布をしているところでございます。

また、ご質問にありました説明をしている、または恐らくリーフレットは配布をしていると思いますが、説明をしているかといいますと、入学説明会ですか、入学説明会には小中学校とも特にこの佐藤遺児基金についての説明はしていないということでした。ただ、いろんな奨学金ですとか、福祉基金、いろいろありますよというお話はしているようでございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） リーフレット等でお知らせはしているということで、町内にも交通遺児に該当する方がもしかしていらっしゃるかもしれないので、ぜひとも全小中学校にこれからも機関紙等お知らせはしていただきたいと思います。

そして、こういった交通事故等における相談体制はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 交通事故の相談体制ということですが、町といたしましては、交通事故という1つに限ったものではなくて、全体に関する法律相談ということをとっております。例えばその中で交通事故に関する相談があった場合は、顧問弁護士を頼んでおりますので、そちらの方が法律の相談に当たるということになっております。これが町の体制ですが、それとあわせる形で、そのほか町外の関係につきましても、ご紹介するということになるのですけれども、例えば群馬県が行っております県庁内に設置しています交通事故相談所が前橋市にあります。それと、高崎、太田市などには日弁連の交通事故相談センターが設置をされております。いずれにいたしましても、専門的な知識を有する相談員や弁護士の方が無料で示談や損害賠償、過失割合など、そういった交通事故におけるあらゆる相談をお受けしますので、交通事故に遭われた方が安心して相談できるように相手方を紹介しているという2つの方法をとっております。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 法律相談で弁護士さん等を紹介しているということだったのですけれども、実際にこういった交通事故の関連で相談等は年間にしてどれくらいあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） ただいまのご質問ですが、町で毎月無料の法律相談を開催しておりますけれども、本年度につきましては、交通事故関係につきましては、約3件のご相談がありました。

○5番（島田麻紀さん） ありがとうございます。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 法律相談は月に数回ですか、1回行われているということなのですか、こういった法律相談は基本何の相談でもお受けしてもらえるものなのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 内容等については、ほとんどの内容についてご相談を受けております。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 法律相談で交通事故の相談以外でも、年に何回かあると思いますが、それを含めて全体的に法律相談、年に何回とか、どのくらいの件数があるかお伺いしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 26年度の実績ですけれども、年間で約28件のご相談をいただいております。毎月開催しているわけですけれども、やはり月によってばらつきがありますけれども、多い月で4件ですか、ない月というのもあります。

以上でございます。

[「議員の言った質問に答えてない」と言う人あり]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 相談の内容の内訳ですけれども、贈与のご相談が1件、それと契約の関係が2件、それと相続関係が6件、それと金銭関係が8件、土地、家屋等に関するものが2件、交通事故にすることが2件、その他ということではちょっと分類できないものが約8件という内訳になっております。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） そのうちのこの金銭8件というのは、これは……

[何事か言う人あり]

○5番（島田麻紀さん） うん。今でいうと、詐欺まがいのそういった相談等に値するのかなと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 金銭関係ですけれども、やはり消費者トラブルの関係もありますけれども、やはりあと借金ですか、借金が返せないのどうしたらいいでしょうというような質問が多いように思います。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） その消費者トラブルという観点から、やはり詐欺等の相談窓口というのは、町にこれは別としてあるのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） 相談窓口としましては、板倉町消費生活センターというものが戸籍税務課内にありますので、そちらのほうでそういった消費者に対するご相談を受け付けております。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） ありがとうございます。月にばらつきがあるとはいえ、相談がこれは少し私的には少ない気がしたのですけれども、これが本当なら町民の皆様が余り悩んでいることが少ないのかなというふうにも捉えられるのですけれども、こういった相談体制が整っているのに、知らない方等は多いのではないかとも思うのですが、いま一度こういった行政相談、法律相談のみならず、先ほども荒井議員さんのほうで総合戦略のPRとか、周知の方法ということでお話がありましたが、こういった相談事業等についても周知の方法をもう少し考えるべきではないのかなとも思うのですけれども。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） やればやるほどもちろんということもあるのでしょうけれども、最低限というか、月の広報紙にも載っていますし、必要に応じていわゆる一枚紙も通して種々相談等々のチラシ、そのほかに警察とか、いろんな機関からもこんなにお金のことをチラシをまかなくてはならないのかなと私自身は思うほど各種各機関から注意啓蒙を含めて出ているという状況かなと思っています。ですから、それは現状でもよろしいのかなということですし、毎戸も何回も、年に二、三回は毎戸でも出ていますし、町だよりも出ているのですから、今説明が、後で答えましょう。

○5番（島田麻紀さん） ありがとうございます。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 次に、交通遺児に対する援助措置のお考えについてなののですけれども、お考えはないかについてお伺いします。

近隣の1市5町において、交通遺児支援金制度があるのは館林市、明和町、大泉町、邑楽町の1市3町で、館林市では社会福祉協議会により交通遺児育英資金として、交通遺児の保護者に対し月額小学生で3,000円、中学生で4,000円、高校生で5,000円、高等学校修了時までとされています。明和町では交通遺児手当として、月額乳幼児1,500円、小学生2,500円、中学生3,000円、大泉、邑楽町では交通遺児のほか、産業遺児や災害遺児も給付の対象で、義務教育修了まで月額3,000円となっております。我が町もこういった支援をお考えではないでしょうか、お伺いします。

○議長（青木秀夫君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまの島田議員の質問でございます。

援助につきましては、今、島田議員おっしゃられたとおり、邑楽郡内支給の制度がございます。また、先ほどから出ている佐藤基金、それが群馬県にはございます。また、全国では国土交通省がやっております交通遺児等育成基金というものもございます。先ほど近隣市町の話が出ましたが、1市3町ではやっているということでございます。やっていないのが板倉町と千代田町ということになりますが、これにつきましては、

現在ほかのやっている市町村での受給者というのは邑楽町で2名だけということでございます。対象者が少ないと考えられますけれども、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 検討していきたいというお言葉、まことにありがたいと思います。

今挙げた1市3町では交通遺児の支援事業を交通安全対策基本法制定後の昭和48年から58年の間に実施されているのですが、これまでにこういった交通遺児支援事業について議論されたことはないのかお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（青木秀夫君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 昭和40年代から50年代、近隣の市町村では、その時代に創設されたものがほとんどかなというふうに思っています。その中で、板倉町が制定されていないということで議論されたかどうか、その時代の担当というところもございますけれども、されていなかったの、できなかったのかなというふうには思っています。今後検討していきたいと思います。

以上です。

○5番（島田麻紀さん） ありがとうございます。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 1市3町でやっても、邑楽町に2名のみということで、これは該当する児童がいなければいけないほうがいいものでして、でもあればあったにこしたことはないということで、これから前向きに検討してほしいのですけれども、こういった交通事故に遭われて、交通遺児となったご家庭、ひとり親のご家庭で、最近子供の貧困の問題等も取りざたされているわけで、昨年我が町においても教育委員会主催のもと、子供の貧困について研修がありました。交通遺児となり、経済状況の理由により、塾に通えない子や部活動を諦めたり、やりたいことを諦めざるを得ない子が出てくる、こういったことはやはり子供の貧困につながると思うのですが、こういった対策、どのようにお考えになりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ちょっと答える角度が違うかもしれませんが、かつてというか、この町の現状の中で、お母さんが20代で亡くなっても町長は弔意をあらわせない。九十何歳の方、95歳以上だったかな、は町板倉の町長という形あるいは板倉町という形で弔意をあらわす。たまたまそれが同じ日に同時に起こったことがありました、私が就任してからも。それぞれ根拠があつてなのかどうかわかりませんが、私としては若いお母さんが、あるいは若い子供が亡くなった例もありますけれども、中学入学直前で。それが、今ちょっと言い違いましたけれども、その子供が片や亡くなり、片やおめでたいというか、普通であれば赤い袋にお金を入れて、同じお葬式でも。そういうしきたりがあるでしょう。それに対して町がどちらへウエートをあらわすべきかということはずっと考えています、私自身。それはイコール交通遺児の問題等にも、やはり親が早く亡くなるということは、子供に対する無限の負担、精神的な負担も、金銭的な負担も、体力的負担も。

ということを考えるときに、町としては高齢化福祉もいいけれども、そういう弱者福祉のほうへポイントを当てるべきかなという考え方を年々強くしておりますが、ずっと前町長さんの時代から続いてきているものですから、慎重に今現在対応しているということです。

交通遺児の問題については、もちろん県内にいっぱいあっては困るし、また現在は全町的な取り組みもあって、交通事故あるいは交通死亡者も激減をし、それでも4,000人台、5,000人にまた上向きになっているという状況もあります。でも、一時からすると、1万人を超えたということからすれば、その成果も上がっているという中で、今の時代、もしかすると交通遺児だけでなく、それが産業遺児ということになるのかもしれない。仕事の関係で突然働き盛りの父親が、母親が何かの関係で突然、あるいは仕事ではなくても突然死あるいは病死にしても、果たして子供の置かれている環境は、片親になったりあるわけです。ですから、総合的に交通遺児というのは、非常にエリアが狭いですから、エリアというのは。だから、創設するのは簡単だし、なければならないで、実態がなければ支出はないわけですし、だからそういう意味で一定の年代以下の例えばお父さん、お母さんが亡くなったとき、それは交通事故で亡くなろうが、がんで亡くなろうが、さくく言えば。みんなある意味では同じ負担を当人は受けるのではないかということを考えるときに、先ほど課長が答えた今後創設するとすれば、検討する期間がいろいろ前向きに、これは前向きにというのは逃げる意味での政治用語ではないのです。いろんな意味で、範囲はどこらまでに対象しながら、やはりその子供のために考えるということですから、ということで案外交通事故に関しては、さっき言ったように、ほかの佐藤基金とか、いろんな育英基金も含めて、ではそのほかの人についてはそれが当てはまりませんから、それを町は社会保障的な意味で福祉で寡婦とか、父子家庭とか、そういうものに保護をしているのですが、では幾つまで保護したらいいか、基本的には多分18歳から自力で、あるいは義務教育だから中学3年までを卒業すれば、遺児ではなくとか、私の友達などは30だったですけれども、両親が一挙に2人即死したというようなことで、人生を30でも大きく狂わせる場合もあるのですけれども、いろいろちょっと検討する範囲とか、いろんなものも含めて必要かなと思って、そういう答えを結論として今日の場合出させていただいたところがあります。今後引き続きいろんな境遇の子供に対して、どういうスポットで当てられるかということは、やはり弱者対策として、それがいいことが望ましいことです。ということで検討をいたします。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） ありがとうございます。違う角度からの意見、大変ありがたく思います。

そして、先ほどの子供の貧困問題なのですけれども、これも教育長または教育委員会事務局長のほうから一言いただけないでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 子供の貧困という言葉が最近多くありますけれども、実際はどうなのかというようなことを私自身は考えています。特にその支援状況として、子供の貧困の中身が塾へ行けないから支援しようというふうな言葉で、塾へ行くこと自体がもう当たり前のごとく言われていますけれども、そういうふうなことではなくて、やはりさまざまな境遇がありますから、それをしんしゃくして、そして支援をするというようなことであらいたいと思いますけれども、殊この塾へ行けないためにというようなことは私自身は少し違和感を感じていますけれども。

以上です。

○5番（島田麻紀さん） ありがとうございます。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） ぜひとも交通遺児等の健全な育成と福祉の増進に寄与することを目的として、前向きに考えていただきたく思います。

次に、高齢者運転免許証自主返納支援事業についてお伺いします。冒頭で全国の交通事故の死者が4,117人と申し上げました。そのうち65歳以上の高齢者は2,247人、前年より54人増え、死者全体に占める割合は54.6%です。高齢者に関する統計をとり始めた1967年以降、最も高かったそうです。群馬県内の交通事故の死者は68人、うち高齢者が34人で、死者全体の占める割合は50%と、半分以上が高齢者となっております。そして、昨日もアクセルとブレーキの踏み間違いにより、小学1年生が犠牲となってしまった事故がありました。このほか、アクセルとブレーキの踏み間違いにより店舗に突っ込んだり、数日前にもフェンスを突き破り、線路内に車が落ちたというような事故もありました。また、認知症の方が高速道路の逆走等々も近年大変多く起こっております。いずれも65歳以上の高齢者で、この年代層の交通事故の増加という現実がある以上、何らかの対策を急がなければならないと思います。こうなってしまう前に免許証を自主的に返納する、返すことが目的ですが、しかし、返納後の移動手段等課題が多いですが、現在町ではどういった支援を行っているのか。そして、返納状況はどうなっているのかを教えてください。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） ただいまのご質問ですけれども、高齢者の交通事故ということで全国的にも大変問題になっているというふうに認識しております。

まず、後半の質問のほうを先にさせていただきますが、返納者の数、データ的には26年度と今年度の2月1日までということでご了承願いたいと思うのですが、26年度につきましては19名、それと今年度、2月1日までなのですけれども、ここで14名ということで、約2年間で33名の方が返納をされております。また、あくまでもこれは自主的な返納になるわけなのですけれども、年齢的にはこの中の1名の方が70歳未満で、それ以外の方は70歳以上ということで数字関係については資料を得ております。

それと、これらの返納された方への交通支援はどうなっているかということだと思っております。大きく言うと、2つ対応がなされている状況かと思っております。まず1つは、町で実施をしております、ただしこれは70歳以上になるのですけれども、福祉タクシーの利用券を自主返納された方には24枚交付しております。ただ、この券は2年間だけの有効になってしまう弱点もあります。それと、もう一つの支援策といたしましては、今度は公共バスの関係になるかと思っております。現在はご承知のように、70歳以上の方につきましては、無料となっていて、これが今年度いっぱいということになります。昨日のバスの関係でもちょっとお話が出たかと思っておりますけれども、昨年12月に路線バスにつきましては、1市4町の中で料金改定をするということになりまして、来年4月1日からはこれが無料から100円に一応変わることになります。ただし、なるべく負担をかけないようにということで、この方、無料だった70歳以上の方につきましては、シニアパスというものを発行いたしまして、1カ月500円で割り引いた形で支援をするということで、今のところは支援策は決めている段階となっております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 70歳以上の方に福祉タクシー券として500円掛ける24枚つづりですよね。これは毎年発行ということなのでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） ただいまの70歳以上の方の免許の自主返納された場合のタクシー券の助成でございますが、返納をされた際に1度限りで500円の24枚のタクシー助成券を支給させていただいております。有効期限が先ほど申し上げたとおり、2年間ということでございます。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 1度きりということで、福祉タクシー券1度きりで自主返納する方が果たしているのかと私はちょっと疑問に思うのですが、近隣市町村ですと館林もたしか自主返納後の支援としてタクシー券が出されていると思うのですが、こちら館林も1度きりなのでしょうか。わかる範囲でお答えいただきたいと思うのですが。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 近隣の状況を申し上げますが、館林市、明和町につきましては、板倉町と同様のタクシー券500円の24枚つづりを2年間ということでご交付しております。千代田町、邑楽町については、こういった自主返納に対する支援事業はございません。大泉町につきましては、大泉、太田、千代田町で運行しております公共バス「あおぞら」というバスがございますが、こちらの回数券か、または大泉町が運行しております高齢者デマンド交通「ほほえみ」という、こちらの利用券、やはり2年間の限定の回数券もしくは利用券、いずれかを選択した形で交付をされているということになります。なお、自主返納された方の世帯が高齢者のみの世帯で、扶養義務の方が運転できる方がいらっしゃらない場合は、その後今度高齢者のみの世帯につきましては、福祉タクシーの助成の制度がございますので、今度はそちらに該当する高齢者のみの世帯につきましては、福祉タクシー券のほうをまた交付をさせていただくような形になります。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 今の答弁で、館林と明和町は板倉と同様、500円掛ける24枚つづりの福祉タクシー券があるという、これは2年間というのは2年間もらえるということですか、それとも使用期限が2年間という意味ですか。

[「有効期間です」と言う人あり]

○5番（島田麻紀さん） 有効期間が2年間と。

先ほども根岸総務課長のほうからありました町営バスの件なのですが、今現在70歳以上は無料で、4月から100円徴収するということになっておりますが、こういった免許証自主返納した方に対して、このまま無料にするなどの対策は、先ほどもバスが1カ月500円ということだったので、どちらが、

バスのほうが乗られる方はそちらのほうがお得かもしれないですけども、70歳以上の方はこのまま無料という形にも検討はどうでしょうか。なされたことはないでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 路線バスの運行関係につきましては、昨日もちよっと触れたのですけれども、板倉町だけの判断ではできません。館林を中心として邑楽郡4町で全てその辺は協議をする中で決まっております。無料であればあるほど、それはいいとは思いますが、昨日ちよっと説明しましたように、運行会社のほうの非常に経営が難しいと、そういう中でバスをなくすよりは、何らかちよっと利用負担を上げてでも現在の公共の足を確保することを第一目的として今回の結果が出ております。ということで残念ながら無料にはならないということです。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） そして、そもそもなのですけれども、この自主返納制度は65歳以上となっているのですが、町は福祉タクシー券にしても、70歳以上が対象になっているのですが、この辺の変更も検討していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（青木秀夫君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合均君）登壇]

○健康介護課長（落合均君） 現在の群馬県内の高齢者の方に対します自主返納支援事業の状況が群馬県のホームページ、交通政策課という部署で取りまとめたものが出ております。そちらを見ますと、県内35市町村中、16の市町村で実施をしています。ということでございます。という、半分弱しか逆に言うと支援はしていないということでございます。中で、こういった民間のタクシーの助成を行っている自治体は6市町村のみです。ほかは極端な例ですと、富岡市の場合ですと、運転経歴証明書の交付手数料、これは免許証返納とか、そういった履歴が出てくるものの交付手数料630円の全額を助成します。その全額を助成すると、上信電鉄、公共の上信電鉄ですが、上信電鉄が65歳以上の高齢者の方を50%、半額割引にしますという、そういったケースがあります。極端な話、市とすると交付の手数料だけで、あとは民間事業者にお任せですよという、そういった自治体もございますので、一概にこの場では65歳に引き下げとか、そういった部分は即答はできないというふうに考えております。また、館林、明和町もやはり同様に支援事業を行っておりますので、近隣等の考え方等も検討した中でというふうに考えております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 先ほども26年度、27年度を合わせて70歳未満は1名しかいなかったということだったので、ぜひともこの制度にあわせた形で病気等々も、最近病気で心臓疾患などをお持ちの方など急激な発作等々も起こして、重大な交通事故等起きていますので、そういった観点からもぜひともこの見直しのほうを検討していただきたいと思います。

次に、先ほどバスのお話が出たので、関連したところでちよっとお伺いしたいのですけれども、バスの路線や時間については、昨日の答弁で、4月より変わる、変更があるということだったので、先日板倉高校の特別委員会で授業風景等を拝見しに行ってきました。その際に、教員、生徒、保護者から挙げら

れていたのがバスについてでして、朝の登校時にちょうどよい時間帯のバスが1台しかないということで、それに乗車できないと遅れてしまい、1本前だと1時間以上も前に着いてしまうなどという声がありました。4月からはちょっとどのように変わるかわかりませんが、こういった声は大事にするべきだと思うのですが、ぜひとも検討のほうをしていただきたいなと思うのですけれども、どうでしょう。

○議長（青木秀夫君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 路線バスの時刻表についてなのですが、板倉高校が関係するのは、板倉一館林線になります。この路線は板倉を抜けた後は、当然館林を走っていきます。そうしますと、板倉町と館林でも時間調整をやらなければいけない。時間調整といいますか、必要性、何時にどこをどういうふうにするかということをやはり協議しなくてはなりません。当然板倉町といたしましては、午前、それと夕方、板倉高校生の通学は第一条件に挙げさせていただきました。館林もそれらを含めて今度4月1日からの時刻改正を行っております。ただし、本数が全体的に若干減ったりする関係もありますので、例えば1時間2本とか、そういうものは非常にそれは難しい相談になるのかなとは思いますが、今の段階といたしましては、こちらの要望を出しまして、できる限りのところでダイヤ編成は変更してあります。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 高校選びに際し、通学の便はとても重要視されていると思うのですけれども、板倉高校も少人数制で特色を生かした学校だと思えます。校舎もとてもきれいでしたので、町としては改善すべきところは改善して、板倉高校へ来ていただければなと思えますが、時刻改正等前向きに館林と協議していただきたいと思えます。このバスの件については、人員確保が難しいというお話も、昨日バスの運転手さん等の確保が難しいというお話もあったのですけれども、そちらのほうもぜひとも力を入れてやっていただきたいと思えます。

先ほどの免許返納に戻りまして、こちら免許返納までには、さまざまな困難が横たわっていることを認識した上で、安全と利便性、そして福祉政策とどう折り合いをつけるか、解決までには時間を要すると思えます。いきなり返納を押しつけるのでは余りにも説得力にも欠けるし、高齢による危険度と事故率の関係を納得させるには、周到なデータの分析に基づく有識者の合理的な説明や意見の集約も必要となるはずで、問題は、公共交通サービスをいかに確保すべきか、単に経済性だけではなく、トータルで福祉的な視点に立って、どう位置づけるかが問題となっていると思えます。ぜひとも長い目で前向きに検討していただきたいと思えます。

最後に、幼稚園、保育所、認定こども園における多子世帯への保育料軽減制度についてお伺いします。こちらは少し前に若いお母様たちのミーティングに参加する機会がありまして、その中で保育料の多子軽減について話題となり、第1子の上限を廃止してほしいという声が多数聞かれました。今現在の仕組みですと、基本は同一世帯で2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、認定こども園などを利用する場合、最年長の児童を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子は半額、第3子以降は無料となるのですが、福祉課長さん、申しわけないのですけれども、この幼稚園と保育所で多少異なるところをちょっとうまく説明していただけたらと思うのですけれども、済みません。

○議長（青木秀夫君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） お答えをさせていただきたいと思います。

まず、幼稚園の部分が1号認定ということになりますが、そちらについては第1子が小学校3年生までというくりがございませう。2号認定、3号認定、これが保育園あるいはこども園という形になります。この方々につきましては、同時入園が条件ということございませうので、同時に第1子から第2子が入っていれば半額、第3子までいれば無料という形になります。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） まず、1号認定というものは3歳以上で幼稚園や認定こども園に通っていらっしゃる子ということによろしいですか。2号認定に関しましては、満3歳以上で保育園、認定こども園に入所している。2号認定は満3歳以上の保育園、認定こども園に入園している子のことを指すわけですよ。こちら第3号認定というものは、満3歳未満で保育園、認定こども園に入園している子というような捉え方でよろしいでしょうか。

「はい」と言う人あり]

○5番（島田麻紀さん） はい。こちらについて、こういった幼稚園、保育園、保育所等を利用している方の保育料の負担なのですけれども、今現在どのように算定されているかお伺いしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 保育園の保育料の算定でございませうけれども、幼稚園は1号認定、保育園は2号、3号認定というようなことで主になっております。国の基準がございまして、1号から国は8段階でやっております。所得に応じてその8段階、それで基本料金が決められております。失礼しました。1号認定については5階層です。2号、3号については8階層、国です。そこで、板倉町につきましては、1号認定は国と同じく5階層でやらせていただいております。2号、3号認定につきましては、国が8階層のところを階層を広げまして、12階層でやっております。そういったところでも子育て支援の一助になっているかなというふうには感じております。

以上です。

○議長（青木秀夫君） 島田麻紀さん。

○5番（島田麻紀さん） 私もこれを調べていく中で、国では8階層のところ、町では独自に12階層で、町の持ち出しも多くなっていることだということをお聞きして、こういったところでも軽減されているなという、努力はされているなというふうには感じました。

この階層区分だけでなく、この保育の時間というのも、こちらは利用料金が異なっているわけですが、私もこれを福祉課長に聞いて初めて知ったのですけれども、保育の時間というのは、保育の短時間というのが午前8時から4時、こちらは私基本標準時間だと思っていたのですけれども、こちらが保育の短時間、こちらは7時から6時ないし7時半から6時半のこちらの時間帯、11時間の時間帯が保育の標準時間ということだそうで、それ以降、6時半以降延長保育、7時から6時に預けている方は6時以降が延長保育となるような、こういった認識でよろしいのですか。そういった区分がなされて、軽減されているのもよくわかったの

ですけれども、若いお母さんたちからすると、この第1子、第2子、第3子と同世帯でこの区分分け、幼稚園に通ってれば第1子が小学校3年生までで、第2子がそれ以降だと第1子、第2子、第3子というようなカウントされる。それ小学校4年生に上がってしまえば、第2子が第1子というような形になると思うのですけれども、この上限を撤廃してほしいという声が多く上がっているのですけれども、その辺のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（青木秀夫君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 第1子の上限ということで、1号認定については小学校3年生まで、2号認定、3号認定については、要は小学校就学前までということで差が出るということでございますけれども、終わりを見れば差は出ます。しかし、スタートからの年数を考えると、1号認定は、3歳から8歳までの6年間を見ているよということです。2号認定については、ゼロ歳から5歳まで6年間、その年数は同じですよということの捉え方の6年間ということになっております。したがって、終わりを見ると、3年生まで、片や就学前までということで差があるようですが、スタートがもう違ってきますので、支援を受ける年間数6年間というのはどちらも同じ。

今、島田議員おっしゃられていることは、小学校3年生を撤廃してということでございますけれども、国の基準どおりに板倉町はやっております。いろいろ子育て支援、昨日の質問の中でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、その子育てをする世代によって全部主張は違ってきます。子育て、保育園、幼稚園へ行っている世代、小学校へ行っている世代、中学校へ行っている世代、それぞれの主張の立場の中で、皆が自分たちの主張をしてくる。やはりそういうところを板倉町に今何が必要で、どういう子育て支援が必要か、子育て支援というのは、保育園、幼稚園部門だけではございません。小学校行っても、中学校行っても、子育ては支援をしていくという、そういう観点からすると、今までいろんな施策を展開してきている中では、本当にこの時期どういう支援が必要なのかというのを限られた財政の中で、やはりそういうところをやっていかなければいけないというふうには感じております。したがって、今のところ小学校3年生までその撤廃するという考えは、いろいろな施策を展開してきた中で、その時期が来たらやらせていただくという考えでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（青木秀夫君） 島田議員に申し上げます。間もなく通告時間となりますので、まとめて簡潔に願います。

○5番（島田麻紀さん） はい。私の子育て、保育園、子供が通っている時代よりは、子育て支援金も出産時と小学校入学時に出る。そして、ゼロ歳児の紙おむつ券の給付ですとか、チャイルドシートの購入費補助金とか、こういったものがなかったのが、時代の流れによって、もうよくなっていると思います。福祉も子育てだけではなく、障害者、高齢者等限られた財政の中で、子育て支援ばかりにはというのもわかります。ですので、先ほどの答弁にありましたように、時期が来れば前向きにということで、ぜひともそのようなお考えでこれからも前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、私の一般質問終わりにさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（青木秀夫君） 以上で島田麻紀さんの一般質問が終了しました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時30分といたします。

なお、再開後の議事運営は副議長に交代いたします。

休憩 (午後 0時27分)

再開 (午後 1時30分)

[議長、副議長と交代]

○副議長(荒井英世君) 再開いたします。

ただいまから議長にかわりまして、私、副議長が議事を進めてまいります。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、小林武雄君。

なお、質問の時間は60分です。

[1番(小林武雄君)登壇]

○1番(小林武雄君) お世話になります。議席番号1番、小林です。よろしく願いいたします。貴重な時間をいただきまして、通告に従いまして質問させていただきます。よろしく願いいたします。

最初に、私今回一応3点の大きな項目を挙げたのですが、最初に現在全国的に話題になっておりますふるさと納税についての町の取り組みについてお聞きしたいと思ひまして、最初に挙げたいと思ひます。

このふるさと納税の関係ですが、ふるさとで生まれ育ち、その地域で税金の恩恵を受けながら、いざ働き出すと都会に出てしまつて、都会のほうで納税をするという現実があり、その格差を是正するため、国のほうで上のほうからこういう制度をつくつたというのが始まりかと思ひます。おおよそ住民税の2割を出身地もしくは知り合いのところの市町村のほうに納税するという仕組みになっておりますが、この背景を踏まえまして、現在当町で取り組んでいるわけですが、ここ二、三年のこのふるさと納税に関する収支に関する状態を教えてくださいたいと思ひますので、よろしく願いします。

○副議長(荒井英世君) 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長(小嶋 栄君)登壇]

○企画財政課長(小嶋 栄君) それでは、答弁申し上げます。

ふるさとの応援寄附、つまりふるさと納税につきましては、本町につきましては、平成21年度から実施をしておるところでございます。平成21年度からの実績で申し上げますので、よろしく願いいたします。平成21年度につきましては、37件で80万円でございます。22年度が29件で60万円、23年度、34件で69万円、24年度、40件で84万円、25年度、43件で137万円、26年度、92件で218万円、27年度、79件で245万5,000円で、合計といたしまして、21年度からの合計で354件、893万5,000円となつてございます。収支ということでございますが、その21年度からの記念品等に係ります経費ということ84万5,000円の支出となつてございます。これが経費ということで見ますと、差し引き809万円の収入というようなことになつてございます。

以上です。

○1番(小林武雄君) ありがとうございます。

○副議長(荒井英世君) 小林武雄君。

○1番(小林武雄君) そのうちのこの近々の26年、27年あたりがかなり全国的にも騒がれておりますので、

その26年、27年の中で実質うちの町の出身者と出身以外の方の区分けというのわかりますか。

○副議長（荒井英世君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 27年度分の資料しかございませんので、26年度についてはありませんので、ご了承いただきたいと思います。

27年度の納税者全体で79名おりました。そのうち群馬県内の納税していただいた方が23名いらっしゃいます。そのほかは全て県外ということになりまして、一番多いのが東京都の19人が一番多うございます。これは、グライダークラブの会員の方がご協力といたしますか、ご寄附をいただいたという件数が多いものですから、東京都が19名というふうなことになっておると思います。

以上です。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） とりあえずこの結果を見ますと、平成21年度からスタートをして、近々ですと26年、27年度がやはり全国に騒がれておりますので、そういう意味では我が町に応援しようという形で寄附をされた方が増えたのかなと思います。また、先日の議員協議会でちょっと聞いたのですが、うちの町の職員の方がかなり行ったということも聞いていますので、その辺の協力もあったのかなと思います。

それを踏まえまして、今年の28年度の予算のほうでは企画財政課のほうで、ふるさと納税の関係で取り組みをしっかりとやっていくということを前日聞いたのですが、その取り組みの中で、恐らくそのPRというか、広報の仕方とか、その辺のところを充実していくと思うのですが、その辺の広報というか、周知の仕方についてまずはお聞きしたいと思うのですが。

○副議長（荒井英世君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） ふるさとへの応援寄附、ふるさと納税につきましては、28年度から返礼品等の拡充を図っていき、町の商工業、農業をまとめた振興を実施したいというふう考えております。

そこで、情報発信と周知の方法でございますけれども、町の当然今回のふるさと応援寄附の拡充の部分につきましては、町内の方が板倉町に寄附をしていただけるというような場合も対応しておりますので、町の広報紙、ホームページ等またはふるさと納税の専門のポータルサイト、要するにインターネットにも掲載の上、連携し、情報発信をしていきたいと考えてございます。また、納付の方法につきましても、インターネットでの申し込みもしくはクレジットカードによる決済等も考えておりました、全国の皆様にふるさと納税をしていただきやすいような環境を整備してまいりたいと考えてございます。周知方法につきましては、広報紙、ホームページまたはインターネットによるふるさと納税の専門ウェブサイト等を考えてございます。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そのPRの中で、特にこの間、私前から見ているのですが、町のホームページを見ますと、その納税の関係でいきますと、画像が町のお米、コシヒカリだけ載ってまして、あとは商品券という形で現在はふるさと納税の返礼品の関係載っているのですが、これは余り好ましくないとは前、課長言っていたのですが、返礼品合戦に今は全国的になっています。ただし、これもやはり当町としては取り組んでいかないと、ほかの町村に出遅れというか、負けると思いますので、とりあえずほかの町村のところでど

んな動きをしているのかと思って、一応千代田と明和を見たのですが、地元の企業さん等にその返礼品の応募というか、広告を出して、その公募をかけて、そういうものを返礼品を増やしていくという活動というか、それしているのですが、当町では今のところそのようなところまだ見受けられないものですから、もしあれでしたら、千代田のほうではこういう資料で結構ホームページもやはり載っているのですが、そういう返礼品の充実というか、そちらのほうの取り組みはどのように進めていくかお聞きしたいと思うのですが。

○副議長（荒井英世君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 返礼品の充実関係、それと町内商工業者との連携についてということだと思われましても、ふるさと納税につきましては、関心が全国的にも高まっているような状況でございます。ふるさと応援寄附の推進とともに、本町の特産品のPR、販売促進及び地域経済の活性化等の相乗効果を図ることを目的といたしまして、現在返礼品として贈呈する商品やサービスを提供していただく協力事業者を町内から広く募集し、返礼品を充実したいと考えております。その上で、商工関係、農業者も含めまして連携を図ることが重要と考えてございます。

ちなみに、全国的に申し上げますと、やはり地元の特産品、特に食料品関係、工芸品関係を返礼品に挙げている市町村が多くなっているようでございます。昨年の総務省のアンケート調査によりますと、約1,780のうち1,130の団体で地元の特産品、特に食料品、飲食料品ですか、が多くそのような返礼品に挙がっているようなことで統計的には挙がっております。

以上でございます。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） その返礼品の拡充、充実に関しまして、これからということですが、実際この募集をかけて応募をもらって、その先ほど言いましたホームページ等にこういうものを返礼品に選定しましたよというような広報というか、それについてはいつごろを一応目標にして進めていくつもりでいるのでしょうか。

○副議長（荒井英世君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 先ほど申し上げました町内の事業者もしくは商工関係、農業者関係の方に説明会ということでもまず考えてございます。説明会を実はもう板倉町のホームページのほうに掲載してございまして、3月29日と4月14日、2回実施をするというような計画を持っておりますので、その後の業者選定もしくはその返礼品の選定に入りますので、5月、6月ごろの時期になろうかというふうなことは想定しております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） 郡内でもかなり去年あたりからこの活動も進めておりますので、なるべく早いうちにまとめていただきまして、町内の広報もしくはインターネットを使ったホームページ等に掲載してもらって、一般の人、特に町外の方が見ていただいて、魅力あるような、そういう農産物等を載せていただければいいかなと思います。その返礼品の中には、当町と関係するような、昔でいえば新潟県の板倉町でしたっけ、板倉町と提携していますので、そういう姉妹提携しているようなところの農産物とか、そういうのには広げ

ていくという考えはありますか。

○副議長（荒井英世君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 現在のところの考え方でございますが、特産品といたしましては、板倉町内で生産、製造、加工されているもの、もしくは板倉町産の原材料を使用しているもの、板倉町内で販売されているもの、もしくはイベント的な、体験的なもの、板倉町内で体験できるもの、イベントに参加していただけるもの、そのようなものを今現在想定しておりますので、議員ご提案の姉妹都市といたしますか、おつき合いがある新潟県の上越市になりますけれども、そういったご提案として受けとめさせていただきます、検討させていただきます。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） その選定に当たって、そのPRの中でホームページ、やはり私これいつも出るのでありますが、ホームページの閲覧するというのですか、その辺がやはり幾らかもう肅々とやはり有志、また町内の方は余り見ていないというの何か若干聞いているものですから、そのホームページ以外に1つ提案なのですが、よくここの板倉町の出身の方になると思うのですが、同窓会もしくは成人式もしくはそういう関係で、板倉町に訪れた方に要するに板倉を出た後、町外に住んでいると、成人式とか、そういう記念日のときに、こちらへ来たときに、そういうPR等を含めて、その記念行事等々にこういうのがうちの町は一生懸命やっているの、協力してもらえませんかという形の依頼とか、その辺はできるものなのでしょうか、お聞きします。

○副議長（荒井英世君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 今、議員提案の同窓会とか、今、当然成人式は板倉町と、町の主催でありますので、その成人式時に成人の方にパンフレット等を入れてお知らせするというのは可能かと思いますが、同窓会等につきましては、板倉町で主催ではありませんので、これは個人の主催になるかと思いますが、なかなか情報が入っていないようなと思われるのです。ですから、有志といたしますか、その意思のある方が同窓会があるので周知をしたいので、何かチラシとかパンフレット等ありますかというようなことがあれば、どんどんそういったところに周知していただくようなことは考えられると思います。全国的な調査によりますと、やはりその周知の問題というのが1つ大きな課題であるというような調査結果もあるようです。やはり全国的にはインターネットやパンフレット、チラシによる周知、それと過去にその納税していただいた、ご寄附をいただいた方に対するお知らせ、もしくはコンビニとか、クレジットカードでの納付とかというようなことで、各全国の市町村がそれなりの工夫をしているようでございまして、先ほどご提案のございました同窓会等につきましても、そういった方をどんどん増やしていくような、板倉町に寄附をしたいというようなことで考えていただけるようなことをやっていけば、そういったこともだんだん増えていくのかなというふうに思います。なかなかただ個人への周知となると難しい面がございまして、今、個人情報問題もございまして、住所の入手とか、なかなか制限がございまして、個人への周知というのはなかなか難しいと思いますけれども、そういった同窓会等のときであれば、どんどんその……

○1番（小林武雄君） 幹事さんにね。

○企画財政課長（小嶋 栄君） 幹事さんとかにお知らせをしたいというふうに思っております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） その辺のところはかなり難しいかと思いますが、できる範囲内で頑張ってくださいと思います。

また、この寄附の関係ですが、やはり1回ぼっきりで終わってしまうと、なかなかその寄附金の額も上がりませんので、基本的に言えばある程度リピーターではないのですが、継続して多くの方に寄附をしてもらえるような形につくるのがいいのかなと思いますので、その辺のところでは、先ほど小嶋課長言われましたけれども、その納税者に対しての通知とか、その辺がやはりありますので、その辺のところをまた充実してもらえればなと思いますので、よろしく願いいたします。

この事業に関しまして、まだまだいろんなやり口があると思いますので、そのやり口を摸索しながら、板倉町に合ったそのふるさと納税の寄附金の集め方というか、その辺のところをより一層充実してもらえればと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、防犯カメラの関係でちょっと質問したいと思います。防犯カメラは各種犯罪の発生の抑制と迅速、的確な対応や犯罪解決に役立つことで、各自治体で幹線道路や商店街に設置するところが増えていきます。防犯カメラの計画的な設置は、住民の願う安全、安心なまちづくりにつながると思います。その意味では、計画的に街灯、防犯カメラの設置を行うのがよろしいかと思います。

そこで、質問するのですが、当町で現在防犯カメラを設置していると思いますが、設置する台数と場所等教えていただければと思います。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） ただいまのご質問ですが、板倉町内で防犯カメラの設置場所と台数につきましてお答えを申し上げます。

平成19年度に初めて入れましたわけなのですが、町営町民の森駐車場へ2台、それと東洋大駅の構内に2台、資源化センターに同じく2台、東西南北の小学校に各1台、中学校に2台、それと板倉保育園、北保育園、児童館にそれぞれ2台ということになりまして、合計では18台が現在設置されております。そのほかの道路、公園等につきましては、現在のところ設置はされておられません。

以上です。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、平成28年度に予算が組んであるのですが、防犯カメラ、通学路への設置というふうにはなっていますが、公共道路への設置は過去になかったものですから、今回が最初かなと思います。そういう意味では、いろんな意味でやはり大変かなと思うのですが、もう予算が組んでありますので、ある程度台数は載っていますので、その設置場所等はどういう機関と相談して、その設置場所を決めていくのか、決めるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） カメラの設置、来年度の関係になりますけれども、こちらの関係につきまして

は、15カ所を予定しておりまして、予算を立てる段階でご相談をさせてもらったのは、教育委員会の関係になります。それと、参考意見といたしまして、防犯、交通関係の方とか、その辺の方とも意見を交換させてもらう中で、通学路が中心になりますが、ほかのところも含めて設置をしたいということを考えております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） 今聞きますと、その協議のメンバーに教育委員会、防犯協会等々で入っていると思うと今聞きましたが、私がこの間、伊勢崎市役所、大泉の役場のほうに電話して聞いたのですが、参考までなのですが、やはりその防犯カメラ等については、実際に発揮するのが警察とか、それがやはり最終的にはその犯罪が起きた場合に確認しますので、その警察等が入って何か設置の場所とか、その辺も一応最終的には決めたいのですが、うちとしては要は警察等の意見等は入れるつもりはありますか。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） そもそもこのカメラの来年度設置の話が持ち上がった時点で、館林警察署のほうで協議ではありませんが、意見交換という形で館林の防犯関係の方とお話などをさせていただきました。それは最初の段階ということで、本当のきっかけなのですが、そういう意味では実際に今度設置をしていく場合にも意見をお聞きしながら進めていきたいなと思っております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） この間、群馬県の県警の2014年、2015年の犯罪発生のマッピングというのがあるのですが、それによりますと、当町、板倉町ではその不審者というか、子供たちを対象としたその被害に遭われたような事例がこのマッピングでいきますと、2014年が4件、2015年、昨年ですが、昨년이一応8件ほどこういうところに一応プロットされているのですが、その通学路の中で特にこの二、三年、こういう事案が発生しておりますので、その辺のところもやはり考慮して設置していくのでしょうか。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） この防犯カメラの事業自体が通学路の安全ということを基本に考えております。小学校は各地区東西南北にありますので、各地区に大体2カ所程度、それと中学校で特に意見を聞くのは3カ所程度ということで、先ほどのマッピングでありました例えば工業団地の福祉センターのちょっと東あたりですか、そこで中学生がそういう事件に巻き込まれそうになったということもありますので、その辺も加味しながら設置をしていく予定にはなっております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） この防犯カメラ、過去は公共施設だけでした。28年度については一般の公道等にやはりつけていきます。そうするとよく言われるのがプライバシー保護の関係がやはり出てくるかと思うのですが、その辺のプライバシー保護の留意点とか、その辺のところはどういうふうに考えて設置していくのでしょうか。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 防犯カメラにつきましては、今、議員がご指摘のように、やはりそのデータの

使い方、プライバシーの重要性がありますので、板倉町におきましては、平成24年4月1日に要綱なのですが、板倉町防犯カメラの設置及び管理運営に関する要綱というものを作成、制定しております。これに基づきまして、個人情報重要視しながら、例えば防犯の警察の協力など限られたものに関して、そのデータのほうを使用するということが細部が決められております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） それも1つなのですが、その防犯カメラを設置する段階で、要は防犯カメラ、固定で置いてありますので、画像に写りますよね。その画像に写るところの設置する段階では、近隣の住民の方への説明とか、あとはこういう形で置きますよという一応説明はするかと思うのですが、その辺の気配りとか、その辺はどうでしょうか。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） カメラを設置する場所によっては、やはり民家が多少写ったりとか、そういうことがあるかと思っておりますので、一応固定カメラですので、角度がそんなに広くありませんけれども、その辺も注意しながら、もしそういったプライバシーが写ってしまうような場合には、近隣の方にはご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そのカメラ今回設置するわけですが、ある程度もう予算も組んでありますので、そうしますとこの機種を選定等もう済んでいて、ある程度のものがもう決まっているわけだと思っておりますが、その辺の機種の性能とかはどんなものをつける予定なのか教えていただけますか。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 今回設置しますカメラは、金額でいいますと、カメラ自体は12万円程度のものです。このカメラ自体が群馬県の警察と群馬大学工学部で共同開発した防犯カメラになっております。群馬県内でも多くの自治体でこのカメラを使用していますとともに、警察もこのカメラを推奨してくれています。そんなわけで、今回はその共同開発した「e自警カメラ」というふうに一言で言っているのですけれども、そのカメラを入れる予定でおります。性能的にはこれは記憶媒体が機械の中に組み込まれております。SDカードを使うわけなのですが、それが32ギガバイトあります。ちょっと私も細かいその中身の能力まではわからないのですが、大まかに言いますと、1週間の録画ができて、その後は上書き記録をしていくと、そういうものになっているそうです。ですので、既に群馬県内におきましては、実績のあるカメラですので、こちらのほうを考えております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） この先ほど総務課長言われた「e自警カメラ」というのですか、この間これも読売新聞の群馬版のほうで2月23日にかなりその先生等の写真が載っていましたが、この近隣では太田市が今実験中というように書いてありましたけれども、太田市のほうにはちょっと問い合わせた経緯はありますか。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 太田市へは問い合わせはしておりません。というのは、先ほど群馬県警察のほうから推奨していただいているということと、資料の中ではそのほか伊勢崎、沼田、安中、中之条、水上町等々かなり多くの自治体が既に設置しておりますので、あえて問い合わせはしておりません。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） この防犯カメラにつきましては、子供たちの通学の安全、安心の確保のために、今後もやはり必要なと思いますので、今年だけで終わらせないで、今後計画的にある程度の台数をやはり進めていく予定があるかないか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） これは防犯カメラに限ったことではないと思うのですが、安全、安心のためにそういう設備を増やせば増やすほどいいことは確かにわかっております。でも、それがでは何台まで増やしたら本当に安全なのかとか、その辺の兼ね合いがあるのかなと思っております。

また、カメラは耐用年数もございます。先ほどの今まで入れたものと、来年度15台設置しますと、30台を超える台数になってきますので、その辺のランニングコスト及びメンテナンスということも考えていながら、本当に必要最低限のところをいったんこの15台を設置した後で、各小中学校防犯関係の方と意見交換をしながら、本当に必要かどうかを吟味しながら、必要なところがあれば増やしていくという方向でいきたいなと思っております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしますと、とりあえずこの28年度15台町内につけた結果を踏まえて、今後のことは一応考えていくということだと思っておりますが、あとはもう警察の方とか、防犯の方とかという方たちと相談しながら、地元の方から要望があった場合については、ぜひともつけていってもらえればと思います。

この防犯カメラの関係なのですが、恐らく今ある電柱とか、もしくは新たにつくると思うのですが、その維持管理等でランニングコストがかかるということだと思っておりますが、その維持管理に関して、恐らく委託が何かにするかと思うのですが、そのSDカードの管理とか、それについてはあくまでももう全て役場のほうで管理するのか、もしくは警察のほうで開閉するのか、その辺のところはどういうふうな取り扱いになるのですか。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 管理自体は、これはあくまでも町でやらなくてははいけません。SDカードそのものはそんなに壊れるものではないとは思っているのですが、定期的に点検をしないと、実際に電気が入っていて、実際に稼働しているかどうかということにはわかりませんので、その辺は業者を頼むのか、職員でやるのかはまだ決めていませんけれども、年に定期的な点検はやっていくつもりでおります。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） この間この防犯カメラの関係で、東洋大の駅とか、ちょっとぐるっと回ってきたのですが、この要綱の中には「防犯カメラ作動中」というか、「常時作動中」というか、そういう表示をなさいたいというふうなうたってあると思うのですが、実際に何か私が見た感じでは、見受けられなかったのです

が、東洋大駅はどの辺にあったのかなと思ひまして、どうですか。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） 済みません。私自身はまだ確認はしていませんが、ほかの職員の話ですと、カメラの下にそれは置いてあると、張ってあるということです。なお、学校につきましても、入り口のところにはそのステッカーは張ってあります。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） あと、この防犯カメラで今後考えなくてはならないことだと思うのですが、そのプライバシー保護の関係で、住民から設置をどうしてもだめだということは恐らくないと思うのですが、最近では恐らくいろんな事件がありますので、住民の理解はかなりあるかなと思うのですが、その中でもしそういうトラブルがあったらどうされますか。

○副議長（荒井英世君） 根岸総務課長。

[総務課長（根岸一仁君）登壇]

○総務課長（根岸一仁君） カメラが記録する場所が公道であるのか、もしくは個人的な敷地内なのかということによっても考え方は違ってくるのかなとは思いますが、これはあくまでも個人の人権がかかわってきますので、もしどうしても拒まれた場合は断念せざるを得ないかなと思っております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そうしましたら、そういう防犯カメラに対しまして、いろんな角度から見てもらって、今後よりよい方向というか、追加でもし置くところがあれば設置してもらいたいと思います。

続きまして、3番目の高齢者福祉に関する質問に入っていきたいと思ひます。全国的に団塊の世代が75歳になる平成37年度になると、高齢化が急速に進みます。それを予測されますので、各自治体におきまして、医療、地域ボランティア、社会福祉協議会、行政等々で連携を持ちながら、この地域包括の支援作業が始まっていると思ひますが、当町におきまして、この地域包括ケアシステムに向けてもう既に始まっていて、第6期が進んでおります。その計画の中で、平成27年度から29年度の3カ年にかけて作成されておりましたが、特にこの28年度に向けて、その中でも要支援、要介護になっても可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせることができる施策を進めるということになっておりますので、ここに関しまして、この特に介護になってしまいますと、本人はもとより、周りの家族の方も大変ですが、その介護にならない前の要支援とか、要支援の1、2の方もしくは健康な方を増やすということがよろしいかなと思ひますので、現状の介護予防、生活支援サービス等の中で要支援の1、2の方の認定の方は現在どのぐらいいるか教えていただけますか。

○副議長（荒井英世君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合均君）登壇]

○健康介護課長（落合均君） 要支援1、2の方の認定の状況でございますが、平成27年度の平均の認定の状況で申し上げます。

多少月ごとに移動がございますので、27年度の平均で121人となっております。ちなみに、平成25年度は平均で100人ございました。平成26年度が平均で101人でございます。平成27年度の平均が121人ござい

ますが、直近ではございませんが、平成28年の1月末ですと137人ということで、増えているような状況でございます。

以上です。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） ただいまの数を聞いたわけですが、そのほか窓口のほうに相談に行かないで、実際にはそういう方の中にはいるのかなと思うのですが、その辺の把握はかなり難しいかと思えます。その要支援の1、2の方のサービスの関係ですが、いろんなことをやっていると思うのですが、特に送り迎え等やっていると、あとは宅配です。その内容のどんなことをやっているか、ちょっと教えていただけますか。

○副議長（荒井英世君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 先ほど申し上げました認定を受けていらっしゃる方のサービスの利用の状況でございますが、平成27年度の平均の利用の状況ですが、先ほどの121人の平均の方のうち、88の方が利用されている状況でございます。先ほどと同様に、25年度の平均の利用者の方が70人でございます。平成26年度の平均の利用者の方が71人、平成28年の1月末で103人という、先ほど同様に利用者の方が増えていらっしゃる。実際にご利用いただいているサービスでございますが、訪問型のサービス、いわゆるホームヘルプ、それと通所型のサービス、デイサービス、通いのこちらのサービスのほうをご利用いただいております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） その介護支援の関係ですが、各種いろいろとその支援の項目がある中での現在ではその2項目ということだと思っておりますが、現在ほかの市町村では配食等をやっていると思うのですが、その辺の取り組みについては、今後やっていくというか、考えはあるのでしょうか。

○副議長（荒井英世君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 配食等は介護保険のサービスとしてはサービスはございませんが、民間の事業のほうの配食サービス等々をご利用いただいている方、例えば生協さんですとか、そういったサービスご利用いただいている方はいらっしゃるという部分がございます。

以上でございます。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） 先ほど聞いた通所サービスの関係、この関係ですと、特に職員が自宅まで送り迎えという形になるかと思うのですが、その送り迎えに際しまして、何件か過去には送迎の際に事故等が発生しているのをやはり聞いておりますが、当町におきましては、その送迎の中で車ですから、事故に遭遇したとか、もしくは急ブレーキをかけたおかげで、その介護の方がちょっと重くなったとかという実績とか報告が上がっているのでしょうか。

○副議長（荒井英世君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） これまでの中では、そういった大きな事故とか、送迎の際の運転に関して影響があってという、そういった報告のほうは受けておりません。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） その送迎に関しまして、現在どのような方が送迎のドライバーをしていて、その辺のドライバーのチェックというか、その辺のところはどちらの方がやっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○副議長（荒井英世君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） あくまでも介護事業者と利用者の方のサービスということになりまして、また事業者によりまして、県のほうの指導を受ける事業者と町のほうの地域密着型という部分はございますが、デイサービスを町内で実施しております社会福祉協議会と、それとミモザ荘についてちょっと確認をさせていただきました。

まず、社会福祉協議会のデイサービスでございますが、運転手につきましては、シルバー人材センターに委託をしているということでございます。要件については、70歳未満の方ということで、シルバー人材センター登録時に健康についての自己申告、これは健康であるというその自己申告をいただいている方をお願いしているということだそうです。

もう一カ所、ミモザ荘のデイサービスでございますが、運転手については先ほどの社会福祉協議会と同様に、シルバー人材センターに委託、それと職員が対応ということで行っているということでございます。要件につきましては、こちらのミモザ荘さんについては、送迎前に運転手の方の体温と血圧を測定されているということでございました。

以上です。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） これは義務ではないのかなと思うのですが、最近ですと、運送関係の方が事故等を起こしたときに、関越の関係あたりからだと思うのですが、飲酒運転の関係のチェックを車に乗る前にチェックをしてからスタートするというようなことを実施されていますが、恐らくそういう問題がないから、そういうチェックはしていないかなと思うのですが、飲酒運転とか、その辺の関係のチェック等は対面か何かでやっているのでしょうか。特にシルバー人材センターの方ですので、その辺のお酒飲んで来るとは思わないのですが、ただ余り深酒しますと、次の日もやはり残りますので、その辺のところは恐らく面談か何かでわかるのかなと思うのですが、その辺のチェック等はどうかでしょうか。

○副議長（荒井英世君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 先ほど申し上げたとおり、町の権限の及ぶ部分と及ばない部分が、監督できる部分とそうでない部分がございますので、一概には申し上げられませんが、先ほどミモザ荘なんかの場合ですと、送迎前に体温、血圧の測定をされているということですので、そういった中で当然その方の体調とかという部分も判断をされているのかなと思います。

今回こういった健康確認をされている状況について紹介させていただいた中で、社会福祉協議会につつま

しては、町内のミモザ荘さんではこういった血圧とか、体温の確認をされていますよという、同じシルバー人材センターに委託している場合も。というお話はさせていただきました。

以上です。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） そういう意味では、かなりいろんなところをチェックしながら、その送迎の関係もやられるということで、安心いたしました。

続きまして、認知症の関係にちょっと入らせていただきたいと思います。認知症は早期に発見し、適切に対応することが症状の進行を遅らせることだと思えます。そこで、現在当町におきます認知症と認定された方の人数といえますか、どのぐらいいるか教えていただけますか。

○副議長（荒井英世君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 正確に認知症という形で把握している部分かどうかということはございますが、介護のほうの認定調査の中で出てきた認定者の中の数字でございますが、2月24日現在の介護保険の認定者数が662人いらっしゃいます。その中で調査項目の中で、認知に係る調査項目もございますので、認知にかかわる部分で、例えば日常生活について何らかの認知症を有するが、日常生活は自立しているというものから、一番重いものと、著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾病が見られ、専門医療を必要とすると、そういった段階に分かれておりますが、そういった中を足し上げていきますと、662人中382人、57.7%の方が何らかの認知症の症状をお持ちというふうにはなっております。まるっきりないという、全く認知症を有しないという方は129人という一応分類にはなっております。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番（小林武雄君） ただいまの人数、やはり町内でもかなりそういう方がおられるということですので、そうしますとその認知症に対する町の施策というか、取り組みというか、支援というか、そういうものについてどんな方策を立てて実施しているのか教えていただけますか。

○副議長（荒井英世君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） 認知症の対応策ということでございますが、一番ケースが多いものがご家族の方から町の健康介護課の中にございます地域包括支援センターへご相談をいただけるケースが一番多うございます。また、町の臨時職員によりまして、ひとり暮らしの方の高齢者の訪問事業というものも実施をさせていただいております。ひとり暮らしの方については訪問調査員がお邪魔したときに、症状に気がついた場合に、包括支援センターのほうにつないで、包括支援センターのほうで対応するというようなケースもございます。また、各地域に民生委員さんがいらっしゃいますので、民生委員さんが症状等に気がつかれた場合は、やはり町の地域包括支援センターにご連絡をいただくこととなっております。

こういったことで、町といたしますと、まずは地域包括支援センターが中心ということで、27年度のこれまでの認知症に係る相談いただいている件数でございますが、9件いただいております。

以上です。

○副議長（荒井英世君） 小林武雄君。

○1番(小林武雄君) その認知症の支援の関係ですが、ひとり暮らしはある程度ですが、老老介護というのは最近言われていまして、中にはその老老介護のためにいろんな意味では、介護というか、面倒を見るというか、そちらがもう疲れて、よく新聞に出てくるのがやはり片方が亡くなった、もしくはもう面倒を見るのが大変だということで自殺に至ったというような最悪のケース等がかなり新聞に載っていると思うのですが、その辺がやはり意外と周りの人につき合いというか、地域のつながりを持っていけば、そういうものないのかもしれないのですが、意外と孤立に入ってしまったら、内々の中で悩んでいって、自分で抱え込んで、やがては悪い方向に行ってしまうということが結構そういう結果になるのかなと思うのですが、そういう意味では、そういう方が一応三百何人、いずれにしても認知症のかなりの方がいますので、今、民生委員の方とか、区長さん等が地元でいろいろと支援しているかと思うのですが、その周りの地域の方でそういう方をちゃんと面倒見ていこうとか、そういうふうな取り組みをしっかりとやはりやっていくのが必要かなと思うのですが、その辺の施策というか、そういうのがもしあればお願いいたします。

○副議長(荒井英世君) 落合健康介護課長。

[健康介護課長(落合 均君) 登壇]

○健康介護課長(落合 均君) 認知症になった方への取り組みでございますが、先ほども地域包括支援センターでの対応というお話をさせていただきました。老老介護というケースの場合は、地域包括支援センターが直接親族の方がいらっしゃれば親族の方へご連絡をさせていただいて、適正な医療とか介護のサービスをご利用いただくような助言とか、紹介をさせていただいております。できるだけそういった負担が要らないような形でまずは対応させていただいております。

また、今後の形になりますが、認知症に対して集中支援チームとか、また認知症の地域支援推進員、そういったものを介護保険の制度の中で設置をさせていただくということになっておりますので、この部分についても今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長(荒井英世君) 小林武雄君。

○1番(小林武雄君) その地域の見守りというか、その辺のやはり充実が一番大事かなと思いますので、意外とその相談を気楽にすればいいのかもしれませんが、鬱というか、そういう状態になっていく方がやはりいるかなと思いますので、地元のやはり区長さんとか、民生委員とか、気楽に入れるような母子保健の女性の方とか、そういう方がやはりそういうメンバーに入られて、地域は地域のほうで周りで支え合っていくというような一応組織をしっかりと組んでいってもらおう。あとはそういう方がこの地域には確かにプライバシーの関係で、本人もなかなか言い出せないかなと思うのですが、そういうところもしっかりと地元のほうで把握をしながら、区長さんとか、民生委員さんとか等々でバックアップしていってもらえればと思います。そうすればうちの町から悲惨なことは起きないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

その認知症の関係ですが、一番初めに人数聞いたのですが、基本的にやはりこれ医療機関に行って、医療のその先生のほうから、この方がその可能性があるよというようなことであると思うのですが、その認知症の一番初めの入り口とか、それについてはかなり家族の方とか、それがやはり一番重要になるのかなと思いますので、この辺のところもかなり全国的に騒がれていますので、いろんな意味でそういう情報とか、PRではないのですが、こういうふうな行動を起こすと、意外とこういう認知症の気があるよというようなこと

を、今は町の包括支援センターですか、そちらに来ると大丈夫だと聞いたのですが、逆に行政のほうからある程度その地域のほうに出向いて行って、民生委員さんとか、その細かいところで相談会とか、そういうものを情報の吸収とか、そういうような行動をやるようなことはあるのでしょうか。

○副議長（荒井英世君） 落合健康介護課長。

[健康介護課長（落合 均君）登壇]

○健康介護課長（落合 均君） まず、先ほどの地域でのいろんな役職の方、そういったものも含めての見守りというのですが、それが地域包括ケアシステムの一つの形かなと思いますので、今後そういったいろんな方々のかかわりの中で支え合っていただくような地域ということで考えて進めていければというふうに思っております。

先ほどの認知症の関係で、民生委員さんからの情報ということでございますが、まず民生委員さんは毎月定例会ということで、月1回会議を開いていただいています。その際にやはり包括支援センター等のいろんな、こちらから願う部分もございまして、会議のほうには基本的に職員が出席させていただいていますので、そういった会議が終わった中で、終わった後とか、そういった中でも情報をいただいたりとかということで、民生委員さんと包括支援センターの職員の距離が非常に近いという部分がございます。ですので、何かあった場合にはすぐご連絡をいただいたりとか、一緒に行動をさせていただいたりということは続けていただいています。また、今後必要があれば、地域のほうにというふうに考えております。

それと、一般の方に認知症についてご理解いただくために、認知症のガイドブックというもので、認知症について判断したりとか、どういったものかというのを現在、館林・邑楽の1市5町で共同で作成をさせていただいています。28年度には毎戸で配布をさせていただきたいとは思っております。と申しますのが、内容についてやはり認知症に専門的な先生、お医者さんの中身のほうも確認いただいたりとか、医師会さんのほうにも調整をさせていただいた上で、全体的な取り組みということで進めるために今素案をつくりまして、医師会さん等と調整をさせていただいている段階でございますので、28年度についてはそういったものを配布したいというふうには考えております。

以上です。

○副議長（荒井英世君） 小林議員に申し上げます。間もなく通告時間となりますので、まとめてください。

○1番（小林武雄君） はい、わかりました。

この高齢の方の政策につきましては、今後加速度的に要介護が増加する中で、施設の不足等がやはり深刻な問題になってくると思います。介護問題は要介護を抱える家族にとって、肉体的、精神的、金銭的な面を始め全てにおいて重大かつ切迫した問題になってくると思います。この問題は、地域社会全体で支えていかなければならないということにもなりますので、今後こういう施策について町としても充実を図っていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

○副議長（荒井英世君） 以上で小林武雄君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後2時45分より再開いたします。

休 憩 （午後 2時31分）

再開 (午後 2時45分)

○副議長(荒井英世君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、青木秀夫君。

なお、質問の時間は60分です。

[12番(青木秀夫君)登壇]

○12番(青木秀夫君) 12番の青木です。よろしくお願いします。

東北の震災からもう早くも5年になります。復興も道半ばで、被災地の方々、特にこの原発事故の被災者は、地域社会の崩壊あるいは家族の離散とか、あるいは一生涯この被災者のまま人生を終わってしまう方も多いなということを聞きますと、ただこの気の毒という言葉しか見当たりません。一日も早い復興を、このかけ声でなく、国と東京電力に真剣に望みたいと思います。

この2016年、平成28年も入ったと思ったら、もう3月です。前々から中国経済の減速が世界経済の不安要因としてささやかれていましたが、原油の暴落あるいは資源価格の暴落として、いよいよ来たかというような感じで中国経済の不安が表面化し、世界経済を混乱に陥れているようです。中国経済の本格的なバブルの崩壊というのはまだこれからだろうと言われております。そんなことも懸念されてか、年明け早々から日本の株式市場とか、外国為替市場などが大荒れで、連日大混乱の状態にあります。政府、日銀は、そういう将来不安対策としてマイナス金利を導入してまで景気刺激策を講じようとしているのですが、結果は今のところ裏目となって、困難に拍車をかけているようです。この少子高齢化、この人口減少社会が進行している中で、人為的に経済規模の拡大を図ったとしても、一時的には成功したとしても、この人口減少という大きな時代の流れには勝てないと思うのです。

人間の欲望というのは、青天井、無限であるということは何千年の歴史が示しております。国家間の紛争もいまだ続いているような状況にあります。広大な国土を所有している大国は無人島や、あるいは人工島をつくってまで領土の拡張する行為は、科学が発達しているこの21世紀にあっても、人間の欲望は旧態依然として少しも変わっていないと。これは個人だけではない、国家でも同じだということの証明なのではないでしょうか。住民の行政への要望、期待もいろいろ行政の執行者としては切りがないなというように思われておると思うのです。でも、それは全員がそういうわけではないのですけれども、そうだからといって、住民の行政サービスへの防御策としてか、「攻撃は最大の防御なり」ということなのでしょう。財政が厳しいと、予算がないと連発していると、かえって住民に説得力の欠けた誤解を招くことにもなりかねないと思うのです。

この板倉町が平成の大合併に乗り遅れたのも板倉財政の中身に問題があって、合併を受け入れてもらえず今日に至っていると思っている町民が結構これいます。板倉町は館林市に板倉の財政の中身を理由に合併を拒否されていると、事実を誤解している住民の声が多いのもこれ財政難を強調し過ぎた執行部の情報発信に原因があるのではないのでしょうか。財布を預かるこの立場になれば、明日はわからないと、将来を考えると厳しい見通しを立てるのもこれは仕方ないとしても、自治体財政は執行部と住民の間には、経営者と労働組合のように、利害対立関係にあるわけではないのですから、できるだけ事実を開示してもよいのではな

いかなと思っております。

今村議員が前からたびたび指摘しています当初予算額と決算額の違いが大きすぎると、そのずれは大き過ぎるのではないかとということがたびたび指摘していますが、それはなぜかということで、私も同じような趣旨のことを今日は聞かせていただきたいと思います。

これは、まず個人町民税と固定資産税の収入見込み額と当初予算計上額の関係について伺いたいのです。当初予算計上に当たって、その見込み額に対しての算出根拠と申しますか、収入見込み額の例えば90%とか、85%で見るとはこれ当然常識なのですよとかと、そういう算式でもあるのか、あるいはそれを根拠にしているのか、その辺のところを算出見込み額と当初予算の計上額とその算式です。それをちょっと伺いたいですけれども。法人住民税はいいです。固定資産税と個人住民税の。

○副議長（荒井英世君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） それでは、初めに町県民税のほうの予算の考え方ですけれども、町県民税の予算を立てる上では、やはり前年の数字を基本としております。その中で主に大きな変動があるようなものは考慮しますけれども、主に大体前年並みの収入があるのではないかと申すことと申すけれども、やはり申告、今で申すと、2月16日から3月15日までの申告期間に情報を得たものが6月に課税になるということになりますので、なかなか見込むのが難しいところもありますので、その不確定要素の部分がある程度見込んだ形で当初予算のほうを組ませていただいております。

同様に、固定資産税の土地、それと家屋についても同じような考え方で予算のほうは計上させていただきます。

○副議長（荒井英世君） 青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） 例えば28年度の予算については、27年度の1、3月はまだわかっていないというのはわかるのですけれども、25年も24年も23年も例年同じようなこと、これ年々歳々、予算書、決算書はできているわけですから、その関係を見ると、大体その推定というのはこれはできるのではないかと。まして固定資産税なんかに至っては、3年に1回評価がえするわけでしょう。そうすると評価がえのない年度なんかはほとんど前年と同じものが、未収額、滞納額の金額は、これだって大体例年全体のうちのどのぐらい発生するかというのは予測つくわけですから、そういうものを除いてかなり確度の高いというか、正確な予算計上はできるのだと思うのですけれども、前年度のデータだけではなくて、2年前、3年前、5年前、大体見ると、これ年々歳々同じような数字になっておりますから、この算式があるのではないのかと申すのです、私が聞いているのは。収入見込み額が100あると、予算計上額を85で上げるとか、大体これ年度を見ると大体平均90前後で上がっていますが、これ。そういう算式ないのですか。それに基づいてやっているのと違うのですか。

○副議長（荒井英世君） 丸山戸籍税務課長。

[戸籍税務課長（丸山英幸君）登壇]

○戸籍税務課長（丸山英幸君） ただいまのご質問ですけれども、先ほども申しましたように、前年のものを一つの基準として算出していきますけれども、やはり不確定な部分があるということで、例年やはりその部分を多少見ると申すことと申すので、前年のその見込みの約90%の金額を当初予算に組んでいるのが現状でございます。

ます。

○副議長（荒井英世君） 青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） そういうのを答えてもらえばいいのです。90%ぐらいにして見ているのですよと、それがだからずれが結果的に生じるわけで、それを今村議員が指摘しているのも、個人町民税とか、固定資産税というのはかなり正確な数字が読めるのではないかと私は思うのです。そうであれば99%という数字はいかかかと思うのですけれども、95%ぐらいな数字で挙げれば、当初予算額と決算額のずれも縮まってくるわけです。そういうことではないのですか。

その財政を担当する立場にある者にとっては、収入は少な目、支出は多目にと、安全運転を財政運営の基本としているのは、財政だけではなくて、家計を預かる奥さん方だってみんな同じ基本姿勢だと思うのです。ですから、できるだけ財政なんて毎年同じ収入が見込めるわけですから、もうちょっと現実に近づいたらということが今村議員もそうだろうし、私もそう思っておるわけです。とにかく財政という言葉が出ると、条件反射のごとく、厳しいと、厳しいといろんな場面でオオカミ少年のように発信していると、住民も板倉町の財政は破綻してしまうのではないかとか、あるいは第二の夕張であるなんて言っている人も結構いるわけです。洗脳されてしまっているのです。みんなこれは執行部が発信していることから、そういうことに出ているのではないかと思うのです。

ここに1枚の資料があるのですが、これ平成16年度の資料です。町長がまだ議員のころです。すごい内容の文面なのです。これを配ったのがそこにいる根岸総務課長が議会事務局にいるころ、議員だけに配って、私はもらって、それを持っているのです、今でも。破綻してしまうのではないかと、予算が組めないと、来年が。こういう脅迫文みたいなのを各議員に配っておるのです。こういうことをすると誤解を、これちょっとでは後で読んでおいてください。町長ももらっているのです。板倉財政は破綻するのではないかとというような、脅迫しているようなこの文章です。これに近いことを今の小嶋財政課長もたびたびこれ述べているのです。今年も二、三回聞いています。予算編成に当たって、収入に対して各課の要望では数億円オーバーしていると、それをカットしなければ予算が組めないのだということを、これ大変だ、大変だとたびたび言っていますよね。記憶しているでしょう。予算編成が難しいと住民にアピールしているようにも思えるのです。この数億円のギャップなんていうのは毎年の決算書見たら、すぐ一目瞭然ではないですか。大体当初予算に比べて歳入が2億円から2億5,000万円、これもう増えることに、先ほど丸山課長が言ったような算式でやりますから、なるのですよ、これ。それから、歳出はやはり多目にしてから、不用額が2億円や3億円出てくると。そうすると必然的に3月末の収支は数億円のギャップが埋まる仕組みになっているわけですから、例年同じことを経験しているわけですから、余り何か不安をおおるようなことは言わないほうが私はいいのではないかなと思うのです。

地方の財政は、国の財政と違って数字のずれは余りないような仕組みになっておるわけです。個人町民税と固定資産税が主なものですから、国家財政と違って、昨日も説明がありましたけれども、法人町民税というのは多少景気の変動によって動くでしょうけれども、板倉町は幸か不幸かほとんど町民税がないので、余りそれを影響を受けないようになっておりますから、心配もないような状態になっていますので、安全運転もほどほどにしてもらおうのが私はいいのかなと思っておるわけです。その辺のことについてはどうですか、小嶋課長。

○副議長（荒井英世君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 板倉町の財政を預かる担当課としまして、青木議員さんがおっしゃるように、決して板倉町の財政は悪くないということも1つございますけれども、今の板倉町の財政力指数等を見ると、私は決してよくないというふうにやはり思っております。持続可能な板倉町の財政、地方公共団体の財政を預かる身ですと、やはり予算を組むのに、歳入につきましては必ず歳入が見込める額、歳出につきましては、当然これはマックスの数字、それを超えては支出できない、マックスの数字を使いますので、やはり決算においてはそこにある程度の金額に差が出てくるというのは、私ども財政を預かる身としてはやむを得ないというような判断をしております。ですから、今後もきっちり歳入を見込み、きっちり歳出を見込むということは、財政の原則でございますが、やはり歳入については先ほど申し上げたとおり、必ず見込める額、歳出についてはマックスの数字を使い、今後も町の財政については調整を図っていきたいと思っております。

28年度の当初予算を組むのにつきましては、今まで議員の皆様からいろんなご意見をいただいておりますので、それらにつきましては、配慮した、考慮した予算編成をしていると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（荒井英世君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 厳しいということは私も担当課長だけでなく言わせていただいております。それは今日の一般質問をお聞きになってもわかりますとおり、全てやってもらいたいことをやればいいのですが、それを一挙に認めたら、今年は新たでも来年からは継続事業にずっとなっていくわけですし、そういう意味ではなし崩しに減っていくことを踏まえ、今の板倉町の今年役場を建てることによって、いわゆる貯金と借金がほぼ同額、貯金35億円に対して、債務が三十七、八億円、これが貯金を切り崩し、債務もするわけですから、あつという間に倍や3倍になるのは、これは来年は倍になります。ということで、切り崩すのは簡単なのですが、そういう意味でその後継続して、だから単発であれば思い切って庁舎建設みたいなものであればやれるわけですが、そういう意味で苦しさを感ずると、できるだけやりたいのだけれども、大事に計画的にやっていかないとという意味で、厳しいという言葉をそういう意味で使わせていただいているわけでありまして。

そういう中であって、昨今、先ほど今村議員の話も出ましたが、予算と決算の状況で乖離が、あるいは繰入金をどんどん入れて、また戻すと、余った分をとというその手法について、これはちょっと余りにも大き過ぎるのではないかということで、例えば去年あたり見てみますと、52億円相当ぐらいのものが58億円の決算になっているわけですから、約1割なのです。1割というのは収入見込みが5%、支出を5%、その差が1割ということなのです。だから、前よりも青木議員の指摘するようなことに向かって、先ほども担当課長が答えましたが、できるだけ議会の指摘に沿って努力をしているということについてはお認めいただきたい。なおかつ、それをでは100%と、先ほど青木議員は99とか、98とかと。

○12番（青木秀夫君） 95と言ったのだ。

○町長（栗原 実君） 95か。だから、今現状が多分それに近い形になっているのだと思います。見込みの

ときは90だという答弁しましたが、決算を見れば、その程度になるのだろうというふうに見ています。

○副議長（荒井英世君） 青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） いや、だから決算は合うのです。合わなければ決算できないわけですから、当初予算を立てるときに、もう少し現実に合わせてやられたらいかがでしょうかと言っているわけです。その個人町民税とか、固定資産税に限れば、この歳入欠陥の心配などまず必要ない。かなりの確度でその予測した数字が入ってきている。これは例年の実績はあるわけですから、それとこの先ほど町長が言うように、住民の強い切りのない要望というか、要求があるということも、そういうのもありますけれども、それは全員ではないですから、そういうのは。静かな多数派の人は黙っているわけですから、そんなにそういう一部の人の声を気にすることはないと思うのです。住民だってみんな町と一緒に同じ方向を目指しているはずですから、もうちょっとありのままを100%出してくれとは言わないですから、やや現実に近い数字を出していただければと思うのです。この予算書と決算書の関係については、時間もありませんので、次回にゆっくり詳しく伺っていきたいと思いますので、今日はこの辺で終わらせて、次の通告の2番の教育の問題について伺っていきたいと思いますので、教育長、答弁よろしくをお願いします。

時間もいろいろ聞くことはいっぱいあるので、聞き方もへたな場合もありますので、わからないことは遠慮なく、趣旨とか内容について聞き返してください。そして、できるだけ質問がかみ合うような関係にしていだければと思うのです。

まず、教育委員会の権限について伺いたいのですけれども、この教育委員会も戦後の発足当時は、旧教育委員会法の時代においては、今よりももっとも強い権限があったのではないかと思うのです。旧教育委員会法なんて私も見たことないし、教育長も見たことないのだと思うのですけれども、それが現行のこの地方教育行政法にこれ昭和31年に変わってから、いろいろと骨抜きになったと言われているのですけれども、私も中身がどれほど骨抜きになったのかも具体的にはよくわかりません。でも、この市町村教育委員会の権限の中で、この教育施設の維持管理の責任というか、義務があるのはよくわかるのですけれども、そのほかに教員に対して、県費負担教員への指導監督、評価などの権限はどのように持っているのか。市町村教育委員会か、無償で借りているのは県費負担教員を指揮監督する権限を持っているのか、それともそれは形式上なのか、実質的には無償で借りたところの人間ですから、遠慮して何も言えないのか、その辺のところは実態はどうなっているのかお伺いしたいのですけれども。

○副議長（荒井英世君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 実態は、今無償でというようなお話ありましたけれども、それはそんなことはないです。無償といえますか。

○12番（青木秀夫君） 財政負担。

○教育長（鈴木 優君） 形の上ではそうですけれども、だからといって何も口出しできないということではありません。全てこちらのほうでいろいろお願いして、管理というふうな言葉を使いたくありませんけれども、こういう形でやってくれというような指導あるいは指針という形で提案しますので、それを実際にやってもらっているというようなことです。

○副議長（荒井英世君） 青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） 我々この日常の生活で物を有料で借りた場合だったら、その品物を返品したり、交換求めたり、いろいろきついことも言えますけれども、無料で借りた場合だと、どうでしょうか。ただ、みんな黙っているだけのケースが多いですよ、ありがとうございます。この市町村の教育委員会は、先ほど教育長の答弁だと無償ではないと。県費負担なのでしょう、教員の給料とか、いろいろな事務費とか、いろいろな負担は。全額県費で負担されているのではないですか。それで、無償で借りている県費負担教員に対して、一般の利用者と例えば被使用者、従業員のような関係で、指導監督とか、あるいは人事評価等についての権限を行使しているのでしょうか、実質的に。

○副議長（荒井英世君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 実質的に指導しております。はい、できます。県の、あるいは事務所の移譲をしてもらって、こちらで地方でやっているということです、形の上で。

○12番（青木秀夫君） いや、形ではない。実質です。

○教育長（鈴木 優君） 実質やっています。

○副議長（荒井英世君） 青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） 次に、今、小学校6年と小学校3年の学力テストの結果が公表されると、必ずどこかの首長が政治パフォーマンスとも思える言動がこのマスコミに取り上げられて、にぎわせますよね。この学力の向上と、学力の充実と確かにいつも言われている福祉の充実は、首長選挙の二大看板ですから、義務教育の学力を向上しなければというのは、非常に選挙としては大切な公約の一つになるわけです。ですけれども、この義務教育の学力とは一体何なのかと、その中身は何かとなると、抽象的な議論ばかりで、具体的な基準が示されていないまま議論されていると思うのですが、教育長は義務教育の学力とは何か、教育長の考え方を伺いたいのです。個人的な見解でもいいですよ、できるだけ本音を交えて。よろしくお願いします。

○副議長（荒井英世君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） いつも私は本音を言っているつもりですけども、確かな学力という抽象的な表現ですけども、形の上で学力を目指していこうということで指針が出ております。それをもとに各地方教育委員会を始め、あるいは現場は、それを目指して課題が与えられたもの、そのものを解決させていくと、そこを目指しての部分が学力というような中身です。具体的に言いますと、例えば国語でいいますと、課題1とか、課題2、課題3というものを与えられていまして、最終的には自分の考えを表現できると、実に文でいきますとこういう形になってしまうわけです、目指す学力は。あるいは算数におきましても、数量や図形についての豊かな感覚を身につけること、あるいは中学校……

○12番（青木秀夫君） そうなのが抽象的と言うのではないの。

○教育長（鈴木 優君） 実感を伴って理解をすることというふうに、まことに抽象的です。その部分については私も同感です。

○副議長（荒井英世君） 青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） 指針があるかと聞いているのではない。教育長の考えを聞いているのです。私が聞

いていた具体的にというのは、例えば自動車運転免許の試験が受かるぐらいな学力とか、読み書きができるとか、算数でいけば、この辺の算数ができればいいというのが義務教育の学力の目指すところなのですよとかと、そういう具体的なことを示してくださいと私は聞いているのです。それではまさに抽象的なことを聞いているわけです。

だって何事もあれでしょう。その基準とか目安、その目標、何らかと軸にするようなものがあっての比較ではないですか。このもちろん学力もそうですよ、体力も。財力だってそうでしょう。そして、暑い寒いこの自然現象だって、基準があるから暑いとか寒いとか言っているわけで、ただ抽象的に先ほど小嶋課長が言った財政力指数がいいとか悪いとかといったって、そんなものは一番いいところに比べれば2番目は悪いわけですから、そういう議論ではだめなのです。財政力指数の平均というのは大体こんな程度が普通なのですよと、それと比べると板倉町もややそれよりちょっと上かなとか、それぐらいかなとかという話で議論しないと、もうそれは上見れば切りがないです。山だってエベレストやヒマラヤの山と比べれば、三轟山も山ですから、あんなもの比較にならないわけですから、私が聞いているのはそういうのを伺っているのではないのです。そういうような比較論がそれでは生まれないのではないですか。義務教育の学力不足とか、学力向上を主張している人たち、これ何を基準に、何を根拠にしているのか、これが非常にわかりにくいのです、ただ言っているだけで。義務教育のこの学力不足、学力向上を訴える人たちの考え方を、そういう人たちがいるわけでしょう、言っている人が。教育長はそうは言っていないのですか。だから個人的な考えを聞きたいときさっきから言っているのです。教育長、どのようにそういうのを受けとめているのか。私は、そういう人たちの考えは、ただ社会不安をまき散らしているだけなのではないかなと思っているのです。

50年前の義務教育、私たちのころに比べると、今の義務教育の小学生などは、学習の内容の質、量とも格段の差です。あれ本当に消化していたらすごいと私はいつも思っているのですけれども、我々のころと比較したら、天と地ほどだと私は思っているのですけれども、それでもまだ不十分だと言うのかと、それとも消化不良でみんな消化していないのかと。いっぱい食べたけれども、ちっとも身になっていないのかとか、血となり、肉となっていないのかとか、そういうことで学力不足言っているのか、その辺のことをどういうふうに、教育長も50年前、子供だったでしょう。大体わかるでしょう、自分の気持ちを。当時を振り返れば。

○副議長（荒井英世君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 先ほど抽象論ということで、こういうものだ、私自身も同感だというのは話しましたがけれども、その次を言いたくて、それをあえて出したわけです。具体的にはこういうことです。基礎学力、これを第1段階とした場合に、やはり基礎、基本の習得、これが義務教育、さらに思考力、判断力、表現力、ちょっと上になりますけれども、確かな学力、これを称して言いますけれども、これを第2段階とするならば、言うなれば高校教育ではないでしょうか。さらに、生活できる、社会に参画する力、これを得るのが第3段階、つまり大学段階ではないかというふうに思っています。

では、それを今現在小学校において、義務教育において、どの程度の力があるのか、学力とはどうなのかというようなところを考えたときに、そこへ全国の学力調査が入ってきたわけです。私は、これはそういう意味ではタイミングとしてはよかったのかなと思っています。それでも、それへ向けて、では全国平均に向けて頑張ろうというようなことでやってはいますけれども、まだまだその上に行く県もあるわけです。それ

を目標としてでは頑張ろうかというような形が今現在進んでいる状況なわけです。

以上です。

○副議長（荒井英世君） 青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） 誰でも学力とか財力もこれはあればあるほどいいと、欲望は今の教育長だって無限なのです。1番のところよりよくなろうと言ったら、これ大変ですよ、これ。無限な欲望ですよ、それ。終わりやゴールがないのと同じで、やはりゴールがないというのは張り合いがないのですよ、やはり。真ん中ぐらいを目指そうとか、上のほうを目指そうかというのならいいけれども、何でも1番、1番なんて目指していたらくたびれてしまいます。

試験にも2種類あるのはご存じでしょう、資格試験と競争試験と。大ざっぱに2種類に分かれるはずですよ。資格試験はこれは一定の基準を設定して、その基準を超えれば合格という仕組みになっているのでしょうか。この義務教育の学力テストとか、義務教育の学力というのはこの資格試験と同じ組に分類されるのではないのでしょうか。どうなのでしょう。一定の基準を超えれば、到達すれば合格の試験ではないかと思うのです。教育長の説明ですと、何か抽象的で雲をつかむような話なのです。義務教育の学力不足、学力低下を訴えている人たちは、義務教育の学力が一定の基準というか、合格点に達していないということで受けとめているのでしょうか。その辺についてはいかがなのでしょう。また、同じことを答えないで、もうちょっと具体的をお願いします。

○副議長（荒井英世君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） それでは、先ほどの全国学力調査が導入、実施されましたけれども、その形を、その部分をもとにした目標値といったものをこれからお示ししますけれども、平成30年度までに全国平均正答率との差を、全国との差をプラス2.0要するに上回りたいということです。それから、中学校では現在プラス1.4というようなことになっていきますけれども、これをさらに上げて、プラス3.3にするというようなことで、よければいいほどいいなというようなことで考えています。

それから、親御さんのほうも一体どの辺に子供たちあるのかと、学力を持っているのかというようなことを考えたときには、やはりその指標となります全国学力テストというものは1つそれを引用してもらえれば、あるいはそれを利用してもらえればわかるのではないかと思っています。決して満足している状況ではないというふうに思います。

○副議長（荒井英世君） 青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） そうです。親が子供への愛情というか、期待はこれはまず本当に天まで上るほど大きいと思うのです。強いと思うのです。ですから、これは切りがない。今、教育長が言った、プラス2とか、プラス何とかというのは何、平均点に対して言っているのですか。では、その平均点を設定しているのは誰が設定するのですか。この辺が、これは文部省がやっているのですか。それともひょっとしたら民間の業者ではないのでしょうか。

[「それについては全国の」と言う人あり]

○12番（青木秀夫君） 違う。平均点が基準だと言って、これぐらい以上いかなければ、これは合格点ではないよという、目標点です。ただの平均点で言っているのですか。

〔「全国の点数を」と言う人あり〕

○12番（青木秀夫君） 全国の平均、そのときの問題の質とか、そのいわゆる難易度によってそんなものは動きます、そんなものは。だから、いつも同じ試験やるわけではないし、生徒も言葉は悪いけれども、いろんな作物だって、豊作、不作のときもあるし、そういういろんなので変化があるわけだから、その中である程度の何年かやってみて、このぐらいが基準点なのですよというのでないと、ただただやみくもに平均点より上だというのなら、それは競争試験ならわかります。私が言っているのはこの資格試験で言っているわけです。自動車運転免許証だって、今90点以上しないと合格とかなっていないでしょう。我々のころは60点だったのです。それで合格できたのです。だから、自動車学校で授業なんか受ける人いなかったのだ、大体今みたいに。だから、そういうふう基準は変わってくるわけだから、何かそういうものなくて、ただプラス2だとか、プラス3だとかなんて言ったのでは、これはもう子供はかなわないですよ、これ。だから、そういうのを設定しているの、誰が設定しているのだと。ないのですか、それ。民間の業者ではないのでしょうか。

○副議長（荒井英世君） 教育長、鈴木優君。

〔教育長（鈴木 優君）登壇〕

○教育長（鈴木 優君） これは我々が設定しているわけです。子供たちには話はしていません。当然それを指導する側にここまで持っていこうではないかというふうに頑張っているわけです。つまり全国平均、これをある程度指標として我々は持って、それをもとに上を目指そうというふうなことになっているわけです。

○副議長（荒井英世君） 青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） この義務教育の学力が不足だとか、あるいは低下だとか言っているのですけれども、基準も設定もなく、どの時点との比較もなく、ただ学力不足、学力向上を論議してもいかなものでしょうか。そういうのが広まってきたのは最近のことだということは教育長も長い教員生活で思いつきませんか。最近でしょう。それ何でなのか、よく考えてみてよ、これ。少子化と関係しているのですよ、少子化と。少子化で教育の市場はもう激減するわけです。目に見えているわけ。そんなのは毎回予測つくわけです。半減してしまっているわけです。だから、教育産業のこれは思惑が透けて見えないですか。先生方、純粹だからわからないのかな。例えばこの学力テストっていつからこれは復活したのですか、全国学力テスト。

〔「2007年」と言う人あり〕

○12番（青木秀夫君） そうです。2007年からです。10年前です。その前に議論してきたのですけれども、この学力テストの復活なんかも世の中に不安をまき散らして騒がすと、利益を得られるのは教育産業だけなのです。子供と保護者は被害者になるわけです。その間やっていないのだから、43年ぶりにやったとかとやっていましたよね。だから、これ背後にこの騒がせている、私はだから誰が騒がせているのだという、文部科学省でもないのです。文部科学省の背後に教育産業がいるのです。よく言われます、政官業の癒着だって、これトライアングル。真犯人はこの教育産業なのではないでしょうか。この少子化でもう死活問題ですよ、教育産業は。よく言われている教育産業とその保険会社は、別名脅迫産業とよく言われておりますが、保険会社だって毎日テレビでコマーシャルで脅迫していますが、やはり脅迫すればするほど、みんなが驚けば驚くほど利益が上がるのがこの教育産業とこの保険業界なのです。それに教育界も巻き込まれているのではないですか。それになおかつそれをマスコミまでその中に巻き込まれて、学力低下、学力不足ということを巻き込んでいるのかなと私は思うのです。

それで、小学校の英語教育、中でも聞きたいのですけれども、この英語教育の強化充実も、これも背後に教育産業があるのではないかと私は思うのです。英語教育を強化充実したいのなら、これは本来は小学生にやるのではない、大学生にやるべきなのです、大学生。それが近道で、本筋のはずなのです。ところが、なぜかそういうことは全く文部科学省も声にも上げていない。それは何か。何かというのは、大学でやる英語のレベルと学生の学習能力に余りにもギャップがあり過ぎるのです。だから、大学って英語なんていうのは何かいいかげんに、有名無実化した教育をしているので、教育長は英語学科だからそうではないのですけれども、普通の学科の人はそうだと思うのです。

山口課長、どうですか、大学時代、英語なんか習った覚えありますか。ちょっと簡単に答えて。何か役に立った。

○副議長（荒井英世君） 山口会計管理者。

[会計管理者（山口秀雄君）登壇]

○会計管理者（山口秀雄君） 大学で授業を受けました。あとは個人的に少しそういう能力が足らなかったということもあるかもしれませんが、なかなか身につけなかったというのは現状です。

○12番（青木秀夫君） わからなかったでしょう。

○会計管理者（山口秀雄君） はい。

○12番（青木秀夫君） そうです。誰でもわからないのです。誰でもと言っては、これは失礼になるが、大体わからないのです。私なんかも全然大学のころの英語なんていうのは、実にいいかげんなことやっているなと私は思っていました。無駄なことを、これ時間の無駄で、先生を食わせるためにこういう授業があるのかななんて私は思っていたことあります。だから、大学のときの英語の先生の名前も顔なんてみんな覚えていないですよ、そんないいかげんで。大体いいかげんなのです。それはだから誰でもと言っては悪いですから、だから英語なんていうのをやる人は能力があって、注意、関心を持っている一つまみの、一握りの学生がそういうのをこれはやっていると思うのです。それでは教育産業にとっては魅力ないのです。そんなマニアの人を対象にした商売なんていうのは、大して教材も何も売れないわけですから、そういうことなのです。

それに反して、小学生の英語教育というのは、とりあえず文部科学省も遠慮して、5・6年生からやらせるのだと、ちょっと遠慮したような入り方して、そのうち1年生にまでやらせて、そしてそうするとそれが幼稚園生に波及すると、そうするとマーケット大きいのです。これ易しいから全員やるのですよ、これ。そうすると商売になるのです。それで、この英語教育、英語教育って、教育長も英語教育の英語の先生だったのでしょうけれども、こんなことを言い出したのは、少子化という問題が出てきてからでしょう。思い出してみてください。昭和50年ごろ言っていましたか、こんな英語教育なんて、小学生の。

だから、そういう教育産業の思惑とか、それに巻き込まれないように、踊らされないようにするのは教育長なのですから、そういうので教員たちを指導していくべきかなと私は思うのですけれども、教育長も長い教員生活の中で、普通の生徒が英語を習得する難しさはよく知っているはずですよ。教えることも難しいけれども、覚えるのも難しいということをおの中が一番よく知っておるのです。我々は隣近所にいた子を見ただぐらいなもので、そんなには見ていないのです。

それで、そういう現実文部科学省も知っているわけです。大体英語の専門家と称する人たちがみんな小

学校の英語教育の導入を反対しています、専門家というのが。推進しているのは文部科学省のある一派だと言われているのです。文教族とか、教育産業とかというのに結びついている一部が強行しているのです。

そこで、これはもう一つ教育長にお聞きしたいのですけれども、この文部科学省は小学生の英語教育とは全く真逆なこともやっているのです。それは日本人が多く在住している世界の主要都市に日本人学校をつくっているでしょう。何なのですか、あれ。あの外国に在住している子弟に対して英語を覚えさせないようにとつくっているのでしょうか、あれ。日本語がないと日本人は生活できないのだから、英語を覚えさせない。もちろん英語だけではないです。中国へ行けばそれは中国語になるわけだけれども、外国語を身につけさせないために大金かけて日本人学校をつくって、日本から日本の先生を派遣してやっているのではないですか。これ英語を身につけさせないためのことをやっているのです、文部科学省は。これはだから縦割り行政で部署が違うのかもしれない。小学校の英語教育を推進する人と外国に日本語学校をつくっているのは文部科学省ですから、部署が違うのかもしれない。全く真逆なことをやっているわけです。そういった現実に対して、矛盾に対して教育長、これどう思いますか、これ。教育長、そういう事実に対して。

○副議長（荒井英世君） 教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 身につけさせない教育というのは何ですか、それは。

○12番（青木秀夫君） 日本語を身につけさせるのです。国語。

○教育長（鈴木 優君） 日本の文化を忘れないようにということで私はやっていると思います。

○12番（青木秀夫君） 遊びでやっているのではないです。

○教育長（鈴木 優君） 当然それはそうです。地元の文化とともに、日本の文化を忘れるなという形でやっていると思います。身につけさせないような教育ではないと思っています。

○12番（青木秀夫君） 何をですか。

○教育長（鈴木 優君） 外国語をです。日本語です。

[「外国語です」と言う人あり]

○教育長（鈴木 優君） 外国語をです。日本において小学生低学年にやるのが英語を身につけさせないよという部分については、これはちょっとおかしい考え方ではないかと思っています。

○12番（青木秀夫君） おかしくないです。

○教育長（鈴木 優君） 私は、小学校の英語というのは、前もお話ししたと思いますけれども、5年生まではしっかり勉強すると、国語を。基本ですから。それをもとに外国語といいますか、これも身につけられると思っていますので、私はそれで十分であると、経験からして。5年生まではしっかり国語を勉強して、それ以降については英語を取り入れるというようなことでいいと思います。つまり小学校の英語を習得させたい、あるいは到達させたい。その地点がどこにあるのかによって決まってくると思います。どこに置いているのかということです。そういう意味では、まだまだはつきりしていないというふうに思います。

○12番（青木秀夫君） 議長、ちょっと教育長、私の言ったことに答えていない。私は、真逆の行為をしていることにどう思うかと聞いているのです。

○教育長（鈴木 優君） ですから、それはないというふうに私は思っています。そんなことはない。

○12番（青木秀夫君） では、何やっているのですか。

○教育長（鈴木 優君） 何をですか。

○12番（青木秀夫君） 大金かけて外国へ日本の学校つくって、人を派遣してやっているのです。日本語を教えるためにやっているのです。

○副議長（荒井英世君） お互いにちょっと議論しないで、いったん下がってください。

教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） ですから、日本の文化を忘れないようにということで、向こうへ行っても忘れるなど。当然当地の外国語も含めて勉強するということです。勉強してくれと、あわせて日本語を忘れるなど、日本の文化を忘れるなどということで指導しているというふうに思います。

○12番（青木秀夫君） 違うよ、そんなのは。だめだよ、そんないいかげんなこと言っでは。

○副議長（荒井英世君） 青木議員、手を挙げてください。

青木秀夫君。

○12番（青木秀夫君） だめだよ、本音を言わなくては。日本の文化を学ぶために、そんな大金かけてやっているのではないのです。大体それは主要都市にしか日本人の学校はないのです。当たり前でしょう。アメリカと違って広いのだから、地方の都市へ行けばばらばらしかないから、そういう人は学校へ行くと、現地の学校へ行かなくてはならないわけです。そうすると外人になってしまうわけだ。だから心配だから、いろいろ家族構成の都合もあるのでしょうけれども、大体2年生までぐらいには日本のじいさん、ばあさんのおうちに帰してやるというのはこれ常識になっているわけです。2年生は帰さないとだめだよと言って、4年は限界だよと、中学生になって帰ったら絶望だよと言って、そういうことわざがあるでしょう、外国行っている人の。中学生になって日本へ帰したら、もう絶望なのだと、みんなそれで泣いている親もいるのです。中にはもう高校生までぐらいになって、しょうがないからもう外人だ、うちのせがれはなんて、もう大学もアメリカの大学を終えてきて、もうどうなるか知らないなんて、そういうのでいる人がいっぱいいたのです。でも、今は外国へ国際化時代で日本の企業が世界をのして歩いて、主要都市に日本人いっぱいいるから、そういうところには小学校から学校つくるというので、作り出したのでしょう。だめですよ、そんな。日本の文化を教えるため。だって、ほっておくと子供というのは覚えがいいから覚えてしまうのでしょう、4歳か5歳ぐらいになると。うちのもう今4つになる孫がいるけれども、朝のNHKの8時のテレビの歌なんか全部知っているらしいよ。覚えているらしいよ、あんな長い歌を。うちのかみさんに、「ばあば、間違っているよ」なんて、意味なんか全然わからないのでしょう。わからないけれども、教えたわけでもないけれども、あれ覚えてしまうのでしょう。だから、それが困るのだと言って、日本人学校をつくっているのでしょう。だから、そういうことなのでしょうから、教育長は立場上そういうことを言っているのでしょうけれども、大体幾らこの国際化時代と言ったって、この英語の必要性がこれは確かにますます必要となっています。だけれども、そうであったって、全部の職業の人が英語を必要としないではないですか。英語を必要としている人なんて、限られた人でしょう、職業も。そしてまたその職業の中でも限られた人が英語を必要としているのです。そうではないですか。教育長、よく知っているでしょう。数ある中で、英語力が求められているのは、こういう時代だから本来からいけば公務員なんかは求められるのではないですか、これからは。特に通称高級官僚なんていうのは、英語力これ私は必須だと思います、あの人は。みんな世界

を相手にして戦うわけですから、あの人らは必須だと思う。ああいう人たちに言うのならわかるのです。

ところが、教育長、調べてみてください。なぜか公務員の上級試験には英語が試験科目にないのを知っていますか。いつも騒がれていますが、英語の試験をだから国際化時代だから導入したほうがいいのではないか。去年決まったでしょう、導入しないということに。何かごまかしたいなことをやっているのです。だけれども、TOEICでシングルAぐらいをとってれば15点試験科目に加算するよと、ダブルAの730点とれば25点加算するよと、そんなのが新聞に載っていましたが、それは出しても出さなくてもいいのだと、加点してくれるだけだから、1,000点満点でその15点ぐらい要らないよという人はそんなに出さないのだと、そんなことも出ているぐらいです。

それで、驚くことに外務省の高級公務員の上級、通称外交官試験というやつです。あれ英語の試験科目がなくなったの知っていますか。平成7年まではやっていたのです、外務省の外交官試験に英語の試験が。平成7年から外して、今やっていないのでしょうか。恐らく今も続いているのではないか。そんなことをやっているのです。だから、本来はそういう人たちはもう必須のこの英語能力だと思うのです。ですから、そういう現実ある中で、文部科学省のこの姿勢というのは何なのだろうかと私は疑問を持っておるわけです。

最近、この教育産業の動きというか、暗躍が目立ってきているのではないですか。最近、平成7年から学力テスト実施したかと思うと、今度は何、これは高校生対象ですけれども、センター試験を1回ではなく、今度は複数回実施することになったとかで、教育長も知っているでしょう、決まったとかと。あんなことやられたら困るのは生徒と保護者でしょう、お金もかかるし。もうかるのはベネッセか、あの教育産業の。福武書店だよ、昔の。そんなことをやっているわけですが、それでまた小学校のこの英語教育の導入なんて、この背後に教育産業があるということをこれはやはり教育長もさっき言ったように、この板倉の教員の管理者と、責任者なのですから、そういう人たちの防波堤になって守ってやらなくてはいけないのではないですか。金もうけの道具にされたのでは困るでしょう。

○副議長（荒井英世君） 青木議員に申し上げます。

○12番（青木秀夫君） 時間ないの。

○副議長（荒井英世君） 話の途中ですけれども、間もなく通告時間となりますので、まとめてください。

○12番（青木秀夫君） はい、ではいいや。答えなくていい。次々行ってしまうから。

ただ、基準も示さず、学力不足、学力低下と不安をあおって、義務教育の小学生に重荷を背負わせると、これどうなってしまうのでしょうか。将来の社会生活へ役にも立たない英語を導入すると、これはもう少子化で死活問題となっている教育産業の思惑そのものではないですか。義務教育の小学生は、この能力も千差万別です。子供はこれ逃げられないのです。会社員ならやめてしまえばいいのですよ、苦しくなれば。だけれども、小学生は逃げられないです。学校が虐待の場になってしまいます。詰め込み教育はこの不登校とか、あるいは学校嫌いを生み出しているのはそれはご存じでしょう、それが1位になっているのは。そして、そういう子供たちがやがてこの社会生活に適應できない成人となっていくわけではないですか。今、20万人から30万人なんてアバウトもいいところですが、漠然とした、統計がないからと言われている俗に言うひきこもりなんていう人がいるそうです。こういう人たちが今、社会問題になっているでしょう。これからますますそういう人が場合によっては高齢化していくわけですから、これは社会問題になりますよ、これ。何かそういうのもこの背後に教育産業の影がちらついているのです。

断っておきますけれども、私英語の反対論者ではない。小学生の英語が反対なのだ。英語はやったほうがいいと言っているのです。前、教育長に言ったでしょう。私は、うちの娘なんか英語やったほうがいいと言って、教育長と同じ早稲田の教育学部の英語学科へわざわざ入れたぐらいだから、アメリカの大学もやったのだから、英語を勉強したほうがいいと言って勧めたぐらいなのですから、英語の教育が反対なんてとんでもないですよ、私は。小学生は反対だと言うのだ。誤解しないように。

だから、今までの質問に対してご意見があったら、時間も来ているそうですので、教育長、幾つか思い当たることがあれば、反論するなりなんなりしていただければと思うのです。できれば町長にも総括的な考えをお伺いして、質問をこれで締めたいと思うのですけれども。

○副議長（荒井英世君） では、これ最後の。

教育長、鈴木優君。

[教育長（鈴木 優君）登壇]

○教育長（鈴木 優君） 楽しく小学校段階で英語が学べるように、そのテキストを庁内で今つくっております。5年生、そして来年は6年生の部分をつくりたいと。そういう意味で楽しい英語を目指して、5年までは国語をしっかり勉強するということです。

○副議長（荒井英世君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 青木議員の話を見ると、確かに教育産業的なそういったものも日本という国ですと、間違いなくあるのかなという感じもしないでもありません。しかし、国の文部科学省そのものから全て縦割り全部教育産業づくりになっていったとしたら、我々はどういう方法で、小さな自治体で、例えば全く真逆のことをやったとしても、信じ切った若いお母さん方に板倉町だけは住みづらい、英語もやらない町になってしまうかもしれないとか、いろいろ考えるところはあります。

でも、きっとそういう意味では洞察力の鋭い議員さんですから、見るところはもしかしたら間違っていないのかもしれない。でも、「赤信号をみんなで渡る」ということではないのでしょうか、今の現状は。

○12番（青木秀夫君） では、最後に一言、今、町長の話もあったように、それは確かにお母さん方、子供の親は小学校の英語教育、9割が賛成です。反対なんて私が見ていても10%ぐらいです。それはわかります。だから、教育長はそういうのを踏まえて、小さな声でサボタージュ的にやらないとか、いろんなやり方あるのです、声小さくやるとか。だから、その進め方は。それは文部科学省には抵抗できないでしょうけれども、一応板倉町の教育委員会だから、小さな町だから、余計影響力を発揮できるということもあるので、ぜひその辺のことも踏まえて、子供たちのために役に立つ、英語なんか覚えるのなら、漢字の一つも覚えさせたほうがいいと私は常々思っておるわけですので、ぜひそういうことを頭の片隅に1%ぐらいちょっと思い出していただければ、入れさせていってもらえればいいかなと思っているのですけれども、そんなことで質問を終わらせてもらいます。どうもありがとうございました。

○副議長（荒井英世君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時より再開いたします。

これもちまして私の任務を終了いたします。

休 憩 (午後 3時47分)

再 開 (午後 4時00分)

[副議長、議長と交代]

○議長(青木秀夫君) 再開いたします。

○議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第6号)について

議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算(第3号)について

○議長(青木秀夫君) 日程第2、議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第6号)についてから日程第7、議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算(第3号)についてまでを一括議題として、この6議案については、予算決算常任委員会に付託されておりますので、これより予算決算常任委員長より審査結果の報告を求めます。

今村予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長(今村好市君)登壇]

○予算決算常任委員長(今村好市君) それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審議の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第40条の規定によりまして報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第6号)から議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算(第3号)までの6件であります。

審査の内容は、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審議を行いました。細部については、各議員十分承知のことと思いますので、省略をいたします。

その審査の結果について申し上げます。

議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算(第6号)、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、これも原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第3号)、これも原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）、これも原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上、報告いたします。

○議長（青木秀夫君） 以上で予算決算常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算決算常任委員長の審査報告に対する質疑等を行い、審議決定いたします。

初めに、日程第2、議案第17号 平成27年度板倉町一般会計補正予算（第6号）の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長報告のとおり原案可決することに決しました。

次に、日程第3、議案第18号 平成27年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決することに決定しました。

次に、日程第4、議案第19号 平成27年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、日程第5、議案第20号 平成27年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第21号 平成27年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第22号 平成27年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）についての審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 質疑なしと認めます。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（青木秀夫君） 討論を終結いたします。
これより議案第22号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（青木秀夫君） 挙手全員であります。
よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○散会の宣告

○議長（青木秀夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

今後の日程ですが、来週7日は休会とし、8日は産業建設生活常任委員会、9日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件審査及び所管事務調査を行います。

10日から16日までの4日間は、予算決算常任委員会を開催し、平成28年度各会計予算の審査を行います。

18日の最終日は、本会議を開き予算決算常任委員会の審査結果に基づき、新年度予算の採決、また産業建設生活常任委員会へ付託した陳情案件を採決します。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 4時10分）